

「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書（案）」
に対する意見及びその考え方

別紙 3

意見募集期間：令和5年7月1日（土）～同年7月31日（月）
案件番号：145210136

意見提出者一覧

意見提出者 21件（法人：17件、個人：4件）

（提出順、敬称略）

受付.	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	株式会社アイ・ピー・エス・プロ
4	個人C
5	株式会社インターネットイニシアティブ
6	フリービット株式会社
7	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
8	株式会社NTTドコモ
9	個人D
10	一般社団法人テレコムサービス協会
11	ソフトバンク株式会社
12	アルテリア・ネットワークス株式会社
13	日本通信株式会社
14	楽天モバイル株式会社
15	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
16	株式会社オプテージ
17	西日本電信電話株式会社
18	KDDI株式会社
19	東日本電信電話株式会社
20	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
21	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会

■接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書（案） ※提出意見については、各意見の上段に意見の概要を記載している。

・第1章 卸協議の適正性の確保に係る制度整備

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。総務省においては、卸協議において生じる課題を引き続き注視するよう要望。 ● 光サービス卸では、卸料金と接続料との一定の連動性が確保されるべきであり、卸料金と接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、総務省において引き続き注視するとともに、法令の整備等により低廉化が進むことを期待。 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ 総務省殿においては、本報告書案に基づき、卸元事業者と卸先事業者の卸協議において課題が生じていないか等について引き続き注視いただくようお願いいたします。 ○ また、光サービス卸の卸料金については、これまでも意見提起してきたとおり、接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、卸料金と卸料金の原価にあたる接続料相当額の乖離が大きくなっていかないよう、総務省殿において今後も継続的に引き続き注視いただくとともに、法令の整備などにより、卸料金の低廉化が進むことを期待いたします。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 特定卸役務に関する制度が導入され間もないところではありますが、総務省においては、特定卸役務に関する制度の導入の効果を踏まえながら、指定設備卸役務の料金の低廉化等の状況を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置を検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸協議が適切かつ円滑に行われるための制度整備を進めたことに感謝。 ● 「接続」が存在せず、又は不十分である機能や役務の開放においては、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保のために、「卸」についても一定の規律を設けることが適当。 	<p>考え方2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数が少数に限定される構造が避けられないなか、モバイル市場における競争活性化のためにMVNOは重要な存在であり、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保は必要不可欠と考えるところ、MNOとMVNO間の卸協議が適切かつ円滑に行われるための制度整備を進めていただいたことに感謝申し上げます。 ○ MVNOがMNOの設備を利用する形態は、大きく「接続」と「卸」の2種類あるところ、「接続」は公平性を重視し、厳格なルールにより運用されることが望ましい一方で、「卸」についてはイノベーションを促進する観点から、MNOとMVNO間の協議により合意形成が図られることが望ましく、「接続」と「卸」がバランスよく機能し、それぞれがMVNOの選択肢となることで、MVNOにおいてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、ひいてはMNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資するものと考えます。 ○ しかしながら、「接続」が存在しない、または不十分である機能や役務の開放においては「卸」が非常に重要であり、例えばモバイル音声卸役務の料金について、政策的後押しがなされるまで、長期にわたり見直されず高止まりしていたことを鑑みると、適切かつ円滑に第二種指定事業者とMVNO間の卸協議が行われるための環境の整備が求められます。イノベーションを促進する観点から、本来、卸役務に関する規律は最小限とすべきではありますが、二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、二種指定事業者とMVNO間の情報の非対称性を踏まえると、このような機能や役務の開放においては、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保のために、一定の規律を設けることが適当と考えます。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見3</p>	<p>考え方3</p>	

<p>● 情報提示義務が卸協議の適正化に貢献するものと期待。ただし、指定設備設置事業者から提示される情報については、その適正性及び合理性を判断可能な内容を含むことが前提。</p>		
<p>○ 令和5年6月16日に施行された改正電気通信事業法において、接続料相当額と卸料金の差額の用途等に関する情報提示を義務づけており、指定設備設置事業者と卸先事業者間の卸協議の適正化に貢献するものと期待いたします。ただし、指定設備設置事業者から提示される情報については、その適正性及び合理性を判断可能な内容を含むことが前提となると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 特定卸役務に関する制度が導入され間もないところではありますが、総務省においては、特定卸役務に関する制度の導入の効果を踏まえながら、事業者間の協議状況等を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>2. 規制の対象等に関する事項</p>		
<p>意見4</p> <p>● 卸役務の制度趣旨を踏まえ、規制対象は最小限の範囲に限るべき。</p> <p>● 光IP電話は電気通信事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が大きいとは言えず、時限的措置とはいえ特定卸役務とする必要はないと考えるが、本報告書案の考え方に従い、必要な対応を行う考え。なお、双方向番号ポータビリティが可能となり次第、特定卸役務から除かれると考える。</p>	<p>考え方4</p>	
<p><光IP電話を特定卸電気通信役務の範囲に含めることについて></p> <p>○ 「役務の柔軟性を確保するため相対契約を基本とする」というのが現行の卸役務の制度趣旨であることを踏まえれば、規制対象は卸の制度趣旨を損なわない必要最小限の範囲に限るべきであると考えます。</p> <p>○ 今回、当社の光ファイバを用いたIP電話（以下、光IP電話）を特定卸電気通信役務の範囲に含めることが適当とされていますが、光IP電話は電気通信事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が大きいとは言えず、双方向番号ポータビリティ実現までの時限的措置とはいえ、光IP電話を特定卸電気通信役務とする必要はないと考えます。ただし、時限的措置であることを踏まえ、本報告書(案)の整理内容に従い、必要な対応を行っていく考えです。</p> <p>○ なお、本報告書(案)で整理されたとおり、双方向番号ポータビリティが可能となり次第、光IP電話は特定卸役務の範囲から除かれるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 電気通信事業法では、特定卸役務の範囲は、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外」とされており、規律対象から除くべきかどうかはこの規定に照らして判断すべきものであると考えます。</p> <p>○ この点、光サービス卸の卸先事業者においても、第一種指定設備との接続等により光IP電話の提供が可能であることも鑑みると、双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、光IP電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、特定卸役務に関する規律の趣旨は、卸役務が、当事者間の協議を通じて柔軟な提供条件を可能とする相対契約を基本としていることを踏まえ、協議の円滑化による料金等の適正性の確保を図るものです。このため、法の規定を踏まえて指定設備卸役務に係る規律の対象を適切に設定することが、卸役務の「制度趣旨」を損なうことにはならないと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 接続料相当額指数が開示されたが、卸料金が連動しない結果となっている。 ● 本研究会におけるNTT東日本・西日本の説明を踏まえれば、指数のみをもって予定されている卸料金の値下げの適正性を判断できない状況。NTT東日本・西日本においては、単に指数を示すだけではなく、見直される卸料金との関係でどのような意味を持つか主体的に説明すべき。 ● 毎年度末までに次年度の卸料金の見直し有無及び見直し時期について、その理由を含め情報提示すべき。 	<p>考え方5</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正された電気通信事業法第25条の7の6項の定めに基づき、特定卸役務のうちFTTHアクセスサービスに係る情報提示義務として卸先事業者への提示が求められる事項は、「接続料相当額指数」とされています。 ○ 上記の定めに基づき、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本殿」といいます。）（以下併せて「NTT東西殿」といいます。）からは、2022年度の接続料相当額を100とした場合の2023年度の接続料相当額指数が開示されましたが、接続料相当額指数と卸料金が連動しない結果となっています。 ○ 第64回接続料の算定等に関する研究会（以下「研究会」といいます。）（令和4年11月15日）での「光サービス卸の卸料金は、接続料とは異なり、単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を連動させる性質のものではない」とのNTT東西殿の説明を踏まえれば、今回提示された接続料相当額指数のみをもって、2023年度に予定されている卸料金値下げの適正性を接続事業者側で判断することができない状況です。研究会第六次報告書において総務省殿から「より一層丁寧な説明を行うことが適当」との考え方が示されていることから、NTT東西殿においては単に接続料相当額指数を示すだけではなく、見直される卸料金との関係でどのような意味を持つか主体的に説明すべきと考えます。 ○ また、光サービス卸が特定卸役務かつ接続代替性不十分であることも踏まえれば、毎年度末までに次年度卸料金の見直し有無及び見直し時期について、その理由を含め事業者へ情報提示すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ FTTHアクセスサービスの卸役務における「接続料相当額指数」は、協議の円滑化に資するものとして提示を義務づけているものであることを踏まえれば、接続料相当額指数と卸料金が連動しない結果となっているのであれば、卸元事業者においては、卸料金と接続料相当額の差額の用途における変化やその他の卸料金の算定方法における考慮要素を説明するなどして、協議において丁寧かつ整合的な説明を行うことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指数では依然不透明であることは否めず、おおよその目安でも構わないので、卸料金に含まれる接続料相当額について、割合を示していただくよう努力を求める。 ● 「今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当」とする本報告書案に強く賛同し、その履行を要請する。 	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料相当額の開示につきましては、構成員の先生方のご意見や当協会等からも異論ありつつも一定の合理性あり、一旦指数で運用という方針になりましたが、指数では以前不透明であることは否めず、NTT東西殿の経営情報に触れない範囲で、おおよその目安で構いませんので、卸料金に含まれる接続料相当の原価について割合を示していただくよう努力を求めます。それにより、卸先事業者の理解と制度の透明性が高まるものと考えます。 ○ また、「今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当である。」という部分に強く賛同します。総論として本研究会検討の背景であるFTTHの大きな比重を占める光卸の料金高止まりが（P8）が是正されていく事が事業者の健全な事業運営、市場発展においても極めて重要であり、その履行を要請します。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 接続料相当額の「おおよその目安」については、第2章で述べる検証において、総務省が本研究会に提示した「令和3年度の卸料金と接続料相当額の差額は、卸料金に対してNTT東日本でおおむね4割強、NTT西日本で4割弱程度」との情報が参考になると考えますが、いずれにせよ、卸元事業者は卸協議に真摯に対応することが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● FTTHアクセスサービスの卸役務について接続料相当額指数を提示する義務を課すことが適当とした本報告書案の整理は適切。 	<p>考え方7</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ● 光サービス卸の卸先事業者向けポータルサイトにおいて、自主的に協議の円滑化に資する事項の情報開示を開始した。 ● 卸先事業者の支援に係るコストについては、卸先事業者の形態ごとに特定・把握することは困難であるため、省令改正に伴い開示した情報等を活用し、卸先事業者へ丁寧に説明を行っていく。 		
<p><特定卸役務に関して提示される情報について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額はサービス原価そのものであり、卸先事業者の中に自己設置もしくは接続によるサービス提供を行う事業者も含まれる中、その開示義務を課すことは、当社のみが一方的に競争上の不利益を被ることに加え、設備構築事業者とサービス提供事業者の間およびサービス提供事業者の間の健全な競争を歪めることにつながるものと考えます。このように、FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額は競争の根幹を成す極めて重要な経営情報であることから、その開示義務を課すべきではなく、FTTHアクセスサービスについては、接続料相当額に代えて、接続料相当額指数を開示するとした本報告書(案)の整理は適切であると考えます。 ○ なお、改正省令施行日(2023年6月16日)より、「FTTHアクセスサービスに係る接続料相当額指数」、及び、「特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途」について、光コラボ事業者様向けポータルサイトにて自主的に開示を開始しています。 ○ また、「卸先の業態(通信系/非通信系)ごとのコストに関する情報については、NTT東日本・西日本において分離可能な範囲で、卸先事業者に対してNTT東日本・西日本において丁寧に説明していくことが適当」とされている点については、接続料の算定に関する研究会(第64回)の当社プレゼンでも申し上げたとおり、支援に係るコストを卸先の形態ごとに特定・把握することは困難ではありますが、当社は引き続き、省令改正に伴って開示した情報等を活用し、光コラボ事業者様へ丁寧に説明を行っていく考えです。 <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 特定卸役務に関する規律において、事業者間協議が有効に機能することで卸料金等の適正性が自律的に確保されるという制度の趣旨を実現するためには、卸元事業者自身が卸先事業者等と積極的に卸協議を行うことが求められるものと考えます。この点、NTT東日本・西日本が、卸先事業者に対して、提示の求めを待たずに協議の円滑化に資する事項を共通的に開示したことは望ましい対応であると考えますが、卸元事業者は、引き続き、真摯に協議に対応していくことが適当と考えます。 ○ また、卸先事業者の支援に係るコストについては、本研究会での関係事業者・構成員の意見も踏まえ、コストの発生の態様について、引き続き丁寧に説明することが適当と考えます。 	無
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制度整備により、卸協議の適正性確保が図られ、事業者間での価格交渉等による卸役務の料金低廉化等が期待できる環境整備を進めたことに感謝。 ● 総務省においては、制度運用開始後も事業者間協議を引き続き注視し、更なる適正性向上のための制度の見直し等の取組を推進することを要望。 	<p>考え方8</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸役務については事業者間の交渉等により合意形成がなされることが基本であると考えますが、長年の間に亘ってモバイル音声卸料金については値下げが行われなかったことを踏まえ、今般、電気通信事業法施行規則等の改正により、卸協議の適正性確保が図られ、事業者間での価格交渉等による卸役務の料金低廉化等が期待できる環境整備を進めていただいたことに感謝申し上げます。 ○ 総務省殿においては、制度運用開始以降も、卸協議の適正化が十分に進み、卸元事業者とMVNO間の協議について問題が生じていないか等について引き続き注視いただくとともに、更なる適正性の向上のため、制度の見直しや施策実現等の取り組みを推進していただくことを要望いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 特定卸役務に関する制度が導入され間もないところではありますが、総務省においては、特定卸役務に関する制度の導入の効果を踏まえながら、事業者間の協議状況等を引き続き注視し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当と考えます。 	無
<p>意見9</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第二種指定設備を用いた卸役務については原則全てを特定卸役務とすべき。 ● 「MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの(5G(SA方式)の一部形態による提供を含む。)」は特定卸役務に含めないとされているが、今後、MNO各社は5G(SA方式)においてスライシング、MEC等の技術 	<p>考え方9</p>	

<p>を活用した高度なサービスを実現することが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MVNOがMNOと同時期に同等のサービスを実現するために、総務省においては5G（SA方式）に係る卸協議の状況を注視しつつ、必要に応じて更なる制度整備等について検討することを要望。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ MNOと同種のサービスを提供するMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務は、二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性やMVNOとの情報の非対称性に加え、他社からの代替的な卸の調達が困難であることを踏まえると、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保のためにはMNOと同種のサービスを提供するMVNOへの第二種指定設備を用いた卸役務については原則として全てを特定卸役務とすべきであると考えます。 ○ この点、本報告書案で二種指定事業者の「携帯電話サービス」、「全国BWAサービス」に加えて「セルラーLPWAサービス」を特定卸役務に含むことが適当であると示いただいたことは、今後拡大が予想されるIoT市場の競争環境の適正性確保の面から重要と考えます。 ○ 一方、特定卸役務に含めないものとして「MNOが現に自社の利用者向けに提供していないもの（5G(SA方式)の一部形態による提供を含む。）」とされているところ、今後、MNO各社が5G(SA方式)にてスライシングやMECなどの技術を活用した高度なサービス・ソリューションを実現することが想定されることから、MVNOが同時期に同等のサービスを実現するためには、そのサービス仕様等が具体的にになった時点でMVNOとの卸協議について積極的に取り組むことが必要と考えます。 ○ この点、既にMNO各社から5G（SA方式）の「高速・大容量通信」といった特長の一部を活用した商用サービスが開始されていることを踏まえると、今後、MNOとMVNOに差が生じた状態で5G（SA方式）を用いた本格サービスが提供・拡大されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することとなると考えるため、総務省においては5G（SA方式）に係る卸協議の状況を注視いただきつつ、必要に応じて更なる制度整備等について検討いただくようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信事業法上、特定卸役務は、指定電気通信設備を用いる卸役務のうち、「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」として総務省令で定めるもの以外のもの」とされています。また、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ない卸役務の範囲については、本研究会における議論を踏まえ、電気通信事業法施行規則第25条の7の5等に規定されています。 ○ 特定卸役務の範囲については、市場の競争環境の変化に合わせて柔軟に見直すことが必要であり、今後、新たに特定卸役務に追加すべき卸役務が提供開始された場合や、役務提供終了等により除外すべき卸役務が明らかとなった場合には、必要に応じて検討することが適当と考えます。 	無
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5G（SA方式）のどの機能を活用したサービスが特定卸役務の範囲に含まれるのかについて、MNO各社が明確化し、公表又はMVNOへ提示することが卸協議の円滑化や促進に寄与する。 ● 総務省においては、MNO各社が特定卸役務とする役務の適正性を確認し、以降の協議状況について注視の上、協議状況によってはMNO各社に対して対象役務の公表を求めるためのルール整備等を検討することを要望。 	考え方10	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）を用いた役務については、既にMNO各社から商用サービスとして個人向け/法人向けともに提供が開始されている状況であることから、基本的には特定卸役務に該当する卸役務として、MNO各社と同等の自由度や柔軟性を持つサービスが提供可能となるL2接続相当による卸提供の実現が、公正な競争環境の確保のために早急に求められる状況と認識しております。 ○ この点、MNOが現に自社の利用者向けに提供していないものとして、5G（SA方式）の一部形態による提供は特定卸電気通信役務の対象から除くとされているところ、5G（SA方式）においては、「超高速」、「多数同時接続」、「超低遅延」などの機能を活用したサービスが想定される中、どの機能を活用したサービスが特定卸役務の範囲に含まれるのかをMVNOで把握することは困難であるため、MNOが明確化のうえ公表もしくはMVNO各社へ提示することが、MNOとMVNO間の協議の円滑化や促進に寄与すると考えます。 ○ 総務省殿においては、卸協議の適正性・透明性の確保の観点から、MNO各社が特定卸役務とする役務の適正性をご確認いただくとともに、以降の協議状況について注視いただいたうえで、協議の状況によってはMNO各社による対象役務の適宜公表を求めるためのルール整備などをご検討いただくことを要望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸協議におけるMNOの交渉上の優位性やMNOとMVNOの間の情報の非対称性を背景に特定卸役務に係る規律が導入されたことを踏まえ、卸元事業者においては、電気通信事業法の規定により、卸先事業者に対して適切に情報を提示することが適当と考えます。 ○ また、本報告書案に記載のとおり、特定卸役務に該当しない卸役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については、当該役務に関する情報提供が、MVNOの将 	無

	【株式会社オプテージ】	<p>来の予見性確保において重要な役割を果たすと考えられることから、MNOによる当該情報提供を促進することが適当であり、当該情報提供を促進するための具体的な方法については、総務省において引き続き検討することが適当と考えます。</p>
<p>意見11</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「ソリューション型役務」の考え方が整理され、役務提供及び情報提示を拒める「正当な理由」がガイドラインにも明記されたことに賛同。 ● パートナー企業に帰属する知的財産権だけでなく、第二種指定設備設置事業者とパートナー企業の共同保有となる知的財産権や、第二種指定設備設置事業者に帰属する知的財産権が侵害される場合も役務の提供を拒むことができる「正当な理由」の一類型に含まれるものと認識。 	<p>考え方11</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信市場では、各MNOが多様な業種のパートナー企業と連携し、新事業・新サービスが創出されることで、MNO間での競争が進展し、電気通信市場の更なる発展が期待される状況にあります。 ○ このような新たな市場創出にあたっては、多様なパートナー企業とのビジネスベースでの卸取引の役割は重要であり、今般の卸協議の適正性の確保に係る制度整備にあたり、「ソリューション型役務」の考え方が整理され、役務提供および情報提示を拒める「正当な理由」がガイドラインにも明記されたことについて賛同いたします。 ○ なお、新規ビジネスにおける創造物の一つである、知的財産権は、パートナー企業に帰属する場合だけでなく、共同保有となる場合や、二種指定事業者に帰属することも考えられます。こうした場合については、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方（審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの）（※）の考え方4にて示されたとおり、“本改定案においては、特定卸電気通信役務の提供を拒むことが出来る「正当な理由」の一類型として「二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき」を示しており、二種指定事業者に帰属する知的財産権が侵害される場合が当該類型に含まれると考えます。”という考え方が適用されるものと認識しております。 <p>（※）2023年3月24日公表 https://www.soumu.go.jp/main_content/000870484.pdf</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 知的財産権に係る御意見については、「『電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等』に対する意見及びその考え方（審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの）」（令和4年3月24日）のとおりと考えます。 	<p>無</p>
<p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸協議の際に提示される情報の範囲について、本報告書案の考え方に賛同。 ● 新規の卸役務等については、MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に提供できるよう、MNOは協議の端緒となりうる情報を遅滞なくMVNOに提供すべきことをガイドライン等に盛り込むことが望ましい。 	<p>考え方12</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸役務に関する協議の際に提示される情報の範囲について、料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の速やかな提示を必須とすることが協議の円滑化に繋がると考えるため、「接続料相当額」、「卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目」を基本とする本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ 一方で、新規の卸役務等については、MNOとMVNOのイコールフットイングの観点から、MNOと同等のサービスをMVNOも同時期に利用者向けに提供できるよう、MVNOの対応期間を勘案し、協議の端緒となりうる以下の情報を遅滞なくMVNOに提供すべきことをガイドライン等に盛り込むことが望ましいと考えます。 <p><5G（SA方式）に係る卸役務等、新規の卸役務> 円滑な協議のため、協議の端緒となりうる情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ MNOにおいては、特定卸役務に該当しない卸役務であっても、MVNOに対して、提供可能な情報について適切に提示することが望ましいと考えます。 ○ また、本報告書案に記載のとおり、特定卸役務に該当しない卸役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな 	<p>無</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ MNOが実装する機能の全体像 (例：3GPP等技術標準仕様の該当項目等により提示) ・ 提供開始時期 ・ 提供までの情報開示スケジュール 等 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>影響を及ぼし得る役務については、当該役務に関する情報提供が、MVNOの将来の予見性確保において重要な役割を果たすと考えられることから、MNOによる当該情報提供を促進することが適当であり、当該情報提供を促進するための具体的な方法については、総務省において引き続き検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNOが、単に経営上の秘密であることのみをもって特定卸役務に係る情報の提示を拒むことは不適切であり、より限定的な事由とすべきと示したことは、今後の卸協議の円滑化に資する。 ● MNOとMVNO間で知り得る情報や、その取扱いに関する規律の濃淡に不均衡が生じており、電気通信事業法第30条の指定を受けていない二種指定設備設置事業者において、業務に関して知り得たMVNOの営業上の秘密を当該業務以外の目的に使用することがないよう、同条による指定の拡大を強く求める。 	<p>考え方13</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定卸役務に関する協議において、単に経営上の秘密であることのみをもって情報の提示を拒むことは不適切であり、より限定的な事由とすべきとお示しいただいたことは、今後の卸協議の円滑化に資するものと考えます。 ○ 一方、MNOが自社の利用者向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報については、事業法第38条の2第3項に係る、情報提示を拒むことができる正当な理由とされているところ、MVNOの回線数やデータ量等をMNOは把握できる立場にあり、MVNOの営業上の秘密に該当する平均利用データ量等が推計可能でありつつも、営業上の秘密の目的外利用を抑止する規律がガイドラインでの記載※に留まるなど、MNOとMVNO間で知り得る情報や、その取扱いに関する規律の濃淡に不均衡が生じている状況であります。事業法第30条の指定を受けていない第二種指定事業者において、業務に関して知り得たこれらMVNOの営業上の秘密を当該業務以外の目的に使用することがないよう、本ガイドラインの当該の規律を超え、事業法第30条の指定を受けていない第二種指定事業者に対する指定の拡大を強く求めます。 <p>※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン「2 電気通信事業法に係る事項」「(2)MVNOとMNOの関係」「5)MNOとMVNOの協議に関する事項」「ウ 接続等関連情報の取扱い」</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ MVNOガイドラインにおいては、MNOによるMVNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる旨が明記されており、MNOによる接続等関連情報の目的外利用については一定の是正策が講じられているものと考えます。 ○ 禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」（令和5年4月20日）を踏まえて、総務省において、指定の必要性の検討を要すると承知しています。 	<p>無</p>
<p>意見14</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 協議の円滑化に資する情報の提示について、電気通信事業法に則り、卸先事業者の求めに応じて適切に対応する。 ● 総務省において、「特定卸役務に該当しない役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務」に関する情報提供を促進するための具体的な方法を検討する際は、MNOの意見を確認した上 	<p>考え方14</p>	

<p>で実施することを要望。</p>		
<p>○ 特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する情報の提示について、当社は電気通信事業法第38条の2第3項に則り、卸先事業者の求めに応じて適切に対応する考えです。</p> <p>○ また、総務省殿において、「特定卸役務に該当しない役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務」に関する情報提供を促進するための具体的な方法を検討する際は、当該役務の範囲や、対応可否等について、MNOの意見を確認したうえで、実施いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 卸協議におけるMNOの交渉上の優位性やMNOとMVNOの間の情報の非対称性を背景に特定卸役務に係る規律が導入されたことを踏まえ、卸元事業者においては、電気通信事業法の規定により、卸先事業者に対して適切に情報を提示することが適当と考えます。</p> <p>○ 特定卸役務に該当しない卸役務であって、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については、考え方12のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見15</p> <p>● 「接続料相当額」の提示に当たっては、算定の考え方等をあわせて提示することで卸協議の適正性の確保につながる。</p> <p>● 5G(SA方式)をはじめとした新たな卸役務について、協議の端緒となるMNOが実装する機能の全体像、提供開始時期や提供までの情報開示スケジュール等が適切に開示されることを要望。</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 情報提示義務を課す事項については、料金の内訳や料金水準の納得性に資する情報の提示が協議の円滑化に繋がると考えておりますが、「接続料相当額」の提示にあたっては、算定の考え方等をあわせてMVNOへ提示いただくことで、納得性や透明性が高まり、卸協議の適正性の確保に繋がると考えます。</p> <p>○ 加えて、5G(SA方式)をはじめとした新たな卸役務について、MVNOがMNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもって扱うことができるよう、協議の端緒となるMNOが実装する機能の全体像、提供開始時期や提供までの情報開示スケジュール等が適切に開示されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 卸元事業者においては、接続料相当額の提示に当たり接続料相当額の算定方法等について適切に説明することが適当であると考えます。</p> <p>○ 特定卸役務に該当しない卸役務であって、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については、考え方12のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>3. その他の検討事項</p>		
<p>意見16</p> <p>● NTT東日本・西日本と光サービス卸に関する団体協議の場を持つべく交渉を開始しているが、秘密保持契約の内容で交渉が難航し協議が開始できていない。両当事者が互いに情報を提供し合い、課題の解決に向けて議論を重ね、結論に向けて歩み寄る双方向的な協議が必要。</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 当協会において、NTT東西殿との間で光卸に関する事業者間の団体協議の場を持つべく交渉を開始していますが、秘密保持契約書の内容で交渉が難航しいまだ協議が開始できていない状況です。両者間のスタンスの違いが明確な状況で、当協会としてはNTT東西殿による説明会のような一方的なものではなく、NTT東西殿と卸先事業者の両当事者が互いに情報を提供しあい課題の解決に向けて議論を重ね、結論に向けて歩み寄る双方向的な協議が必要と考えています。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 固定通信分野における卸参入後の協議においては、引き続き、卸元事業者と卸先事業者の双方が真摯に協議することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見17</p> <p>● 卸先事業者との「共創」によりデジタル田園都市国家構想の推進やサステナブルな社会の実現に貢献していく。そのため、今後も新たな卸先事業者の開拓を進めるとともに、卸先事業者の要望に応じて継続的にビジネス支援、サー</p>	<p>考え方17</p>	

<p>ビス・設備の高度化等を進める考え。卸先事業者の要望を反映する仕組み等も活用し、卸先事業者との協議に真摯に対応していく。</p> <p>● NDA対象の情報に関する団体協議については、団体の事務局の役割等について協議を開始しているところであり、今後も引き続き丁寧に対応していく。</p>		
<p><パートナーの皆様との「共創」について></p> <p>○ 当社は、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」により、with/afterコロナの時代におけるリモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、デジタル田園都市国家構想の推進やサステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。</p> <p>○ そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進めていく考えです。また、引き続き、光コラボ事業者様の要望を反映する仕組み（2022年10月運用開始）や、卸協議の円滑化に資する事項の開示（2023年6月運用開始）等の活用を推進するとともに、光コラボ事業者様との協議に真摯に対応していく考えです。</p> <p><団体協議に係るNDAに関する課題について></p> <p>○ NDA対象の情報に関する団体協議については、光コラボ事業者様以外の事業者に所属するメンバーが団体協議に参画したいとのご要望をいただいたため、当該団体様と、事務局の役割等のルールについて協議を開始しているところであり、今後も引き続き丁寧に対応していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 固定通信分野における卸参入後の協議については、考え方16のとおりです。卸協議の円滑化により、卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化が進んでいくことを期待します。</p>	<p>無</p>
<p>意見18</p> <p>● モバイル音声卸の標準的な料金の公表により、MNOとの間でより踏み込んだ卸交渉等の協議が可能になる。また、MVNO事業への参入促進・市場競争の活性化につながる等、一定の意義を有する。</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ 現状、MVNOにおいて音声接続料と音声卸料金の差異に対する妥当性の判断が難しい状況であるところ、仮に他の二種指定事業者の卸料金に関する標準プラン等が公表されていれば、その接続と卸の差異を参考にすることで、ホストMNOとの間でより踏み込んだ卸交渉等の協議が可能になると考えます。</p> <p>○ 加えて、モバイル音声卸の標準的な料金が公表されることで、新規参入を検討もしくは希望するMVNOは事業予見性の早期確保が可能になり、その結果、MVNO事業への参入促進・市場競争の活性化につながる等、一定の意義を有するものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ モバイル音声卸の標準的な料金の公表については、指定設備設置事業者と卸先事業者の間の情報の非対称性を是正するための手法の一つであると考えます。</p> <p>○ 本報告書案のとおり、モバイル音声卸の標準的な料金の公表については、公表の障壁となっている事項、公表が競争環境に与える影響等を明確化しつつ、議論を継続することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見19</p> <p>● モバイル音声卸の標準的な料金について、MVNOは必要な情報を適時適切に入手可能な状況。公表を前提に議論することは適当ではない。</p> <p>● 一般的な商慣習に鑑みても仕入れ額を公表することは不自然であり、標準的な料金を公表する意義はない。</p>	<p>考え方19</p>	
<p>○ モバイル音声卸の標準的な料金の公表に関しては、MVNOで各MNOの料金を比較できること、及び新規参入するMVNOがすぐに情報を得られることの2点が重要と理解しておりますが、現行においても次のとおりMVNOが必要な情報は適時適切に入手可能な状況です。</p> <p>・ 既にモバイル音声卸を利用しているMVNOに対しては、MVNOが共通的にアクセスできる当社のファイル共有サービ</p>	<p>○ 考え方18のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>スを介して開示しており、各MVNOは同時期に同内容を把握可能</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新規でモバイル音声卸の利用を要望するMVNOに対しては、既定のNDAを早期に締結後、速やかに提示 <p>○ こうした対応において、MVNOから特段問題提起をいただいていないことから、公表を前提に議論することは適切ではないと考えます。</p> <p>○ また、上記に加え、一般的な商慣習に鑑みても、仕入れ額を公表することは不自然であり、モバイル音声卸の標準的な料金を公表する意義はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	--	--

・第2章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

意見	考え方	修正の有無
<p>2. 光サービス卸における卸料金の検証</p>		
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証（以下「卸料金検証」という。）の結果について、卸料金の透明性の担保のため、より詳細な説明が必要。 ● 具体的には、NTT東日本とNTT西日本で接続料相当額が異なるのに卸料金が同額であること、接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われないことに関して、詳細な説明を要望。 	<p>考え方20</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」「NTT西日本殿」）による光サービス卸の検証結果については、卸料金の透明性の担保のためにもより詳細な説明が必要と考えます。 ○ 具体的には、以下の点についての説明がなされていないため、より詳細な説明を要望いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ① 卸料金と接続料相当額との差額が、卸料金に対してNTT東日本殿は概ね4割強、NTT西日本殿は4割弱程度と異なるものの、卸料金が同水準であること ② 接続料改定と同時期に卸料金の見直しが行われないこと <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、御指摘の観点も含め、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところです。本報告書案のとおり、NTT東日本・西日本においては、これまでの卸料金検証における経緯・指摘を踏まえて、より一層丁寧な説明を行うことが適切と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見21</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。卸料金の透明性・公平性について検証するため、NTT東日本・西日本には情報提示や十分な説明をお願いしたい。 	<p>考え方21</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ここ（事務局注）に記載されている報告書の今後の方針に賛同します。透明性・公平性については当協会の立場からも検証したく、NTT東西殿には情報提示、十分な説明をお願いしたいと思います。 <p>（事務局注：2. 光サービス卸における卸料金の検証（3）考え方 今回の検証で光サービス卸の料金に関する検証は3回目となるが、第2回の検証を踏まえた本研究会第六次報告書の取りまとめに際して行われた意見募集においては、関係事業者等より、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸料金と接続料相当額の差額がNTT東日本・西日本で異なるものの、卸料金が同水準であることに対する理由の説明がなされていない。 ・ 卸料金と接続料（及び1ユーザあたり接続料相当額）の連動性が見られないことへの詳細な説明がなされていない。 ・ 卸料金の引き下げが行われない場合には卸料金と接続料相当額の乖離の拡大傾向は続くと考えられるため、検証の透明性を高めて継続的に実施する必要。 <p>といった意見があった。本研究会は、これら意見に対し、NTT東日本・西日本においては、こうした指摘があることを踏まえつつ、今後の本検証では十分な説明を行うことが適切であるとの考え方を示したところである。）</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGNのISP接続に係るNTT東日本・西日本との協議については、長く中断された状況にある。協議の再開に向けて、進めていきたい、総務省の支援を要望。 	<p>考え方22</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当協会は、光サービス卸の接続との代替性を高めるための方策として、かねてより「NGNのISP接続メニュー」を提案してまいりました。（本研究会第11回資料11-3）しかしながら本件に係るNTT東西殿と当協会の協議は一度開催されたものの、その後長く中断された状況にあります。NGNのISP接続メニューが光サービス卸に代わるものとして重要であることは依然変わりはなく、今後当協会におきましてはNTT東西殿の協力を得て、協議の再開に向けて進めてまいりたく、総務省様のご支援を賜ればと存じます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NGNのISP接続については、NGN内で折り返す通信等に係る技術的問題等が指摘されていると承知しています。光サービス卸の接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための 	<p>無</p>

<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>団体協議については、総務省においてその状況を注視し、必要に応じてフォローすることが適当と考えます。</p>	
<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 趣旨に賛同。次回の検証においては、接続による代替性を高める具体的な措置の状況、卸料金の内容の合理性・適切性について卸先事業者の理解が十分得られているか否かも評価の対象として加えることを要望。 	<p>考え方23</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 趣旨（事務局注）に賛同します。次回の検証においては、接続による代替性を高める具体的な措置の状況に加え、卸料金の算定方法についてNTT東西殿による説明のみならず、卸料金の内容、とりわけ卸料金と接続料相当額との差額の内容の合理性、適切性について卸先事業者の理解が十分得られているか否かも評価の対象として加えていただければと思います。 <p><small>（事務局注：2. 光サービス卸における卸料金の検証（3）考え方 この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当である。）</small></p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本検証の在り方の見直しを含めた必要な措置については、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合に検討することが適当と考えます。次回の検証では、NTT東日本・西日本において、これまでの卸料金検証における経緯・指摘を踏まえて、より一層丁寧な説明を行うことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見24</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第六次報告書案に対する意見募集でも、NTT東日本・西日本がより一層丁寧を行うことが適当との考え方が示されているが、今回の検証でも十分な説明はなく、卸料金と接続料の一定の連動性が見られないことについても、説明が妥当との結論には至っていない。総務省においては、第六次報告書で示された考え方が反映されていないのであれば、次回の検証を待たずに必要な措置の検討に着手すべき。 ● 例えば、卸料金の改定と合わせて、卸料金と接続料相当額の差分で回収する費用の比率等を示す等の更なる措置や検証方法の改善等について検討すべき。 	<p>考え方24</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究会第六次報告書の意見募集時に接続事業者から意見があった、以下の点について、総務省殿からはNTT東西殿においては、「より一層丁寧な説明を行うことが適当」との考えが示されています。 ○ しかしながら、第3回の検証において、これらの事項に対する十分な説明はなされておらず、卸料金と接続料の一定の連動性が見られないことに関するNTT東西殿の説明に関しても、本研究会においてその説明内容が妥当との結論には至っていません。 ○ 接続料の算定等に関する研究会第7次報告書（案）（以下、「本報告書案」といいます。）においては、「この点、次回の検証において、指定設備卸役務の提供に係る協議の状況に改善が見られず、卸料金の算定方法について、卸先事業者等への説明がなお不十分だと認められるような状況となっている場合、総務省殿においては、本検証の在り方の見直しも含め、必要な措置について検討していくことが適当」とされていますが、研究会第六次報告書にて示された考え方が反映されていないということであれば、卸料金の透明性は改善が図られていないため、次回の検証を待たずに必要な措置の検討に着手すべきと考えます。 ○ 例えば、卸料金改定と合わせて接続料相当額と卸料金と接続料相当額の差分で回収しようとしている費用の比率やコストの内訳等を接続事業者に示す等の更なる措置や検証方法の改善等について検討すべきと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本による光サービス卸の卸料金検証については、御指摘の観点も含め、説明が十分でない旨の意見が継続して寄せられているところですが、現時点において把握できる状況をもとに必要な措置を検討する場合、改正法の施行後における卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を十分確認せずに検討を行うことになるため、結果として実態を踏まえない措置が講じられる懸念があると考えます。 ○ なお、「例えば」として提案のあった情報の提示については、比率の提示が協議の円滑化に資するかどうか等の観点 	<p>無</p>

<p><第六次報告書意見募集に対する接続事業者の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卸料金と接続料相当額の差額がNTT東西殿で異なるものの、卸料金が同水準であることに対する理由の説明がなされていない ・ 卸料金と接続料（及び1ユーザあたり接続料相当額）の連動性が見られないことへの詳細な説明がなされていない ・ 加入DFの接続料改定と同時期に卸料金が改定されないこと <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>から、総務省において今後の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	
<p>意見25</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光サービス卸の提供を開始して以降、4度にわたり自主的に卸料金の値下げを実施しており、今後はこれまでのようなコスト削減は見込めないものの、光サービスの更なる需要喚起に向け、令和5年9月より5度目の値下げを実施予定。 ● 卸料金検証についても、丁寧に対応をしている。接続料相当額や営業コストといった現時点のコストに限らず、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されている。今後も、卸先事業者と真摯に協議を実施していく考え。 	<p>考え方25</p>	
<p><光サービス卸の料金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、パートナーである光コラボ事業者の皆様との「共創」により、with/afterコロナの時代におけるリモートワーク・遠隔医療/教育の推進等をはじめとしたICTによる社会課題の解決を通じて、デジタル田園都市国家構想の推進やサステナブルな社会の実現に貢献していく考えです。 ○ そのために、今後も新たなパートナーの開拓を進めていくとともに、パートナーの皆様からのご要望等にお応えし、継続的にサービスの運用フローの改善や様々な形でのビジネス支援、サービス・設備の高度化等を進め、光サービス卸をより使いやすいものにしていくことで、光コラボレーションモデルの普及・拡大を図っていく考えです。 ○ 当社は光サービス卸の提供を開始して以降、これまで4度にわたり自主的に卸料金の値下げを実施したところです。また、直近の人件費や原材料費、燃料費の高騰を踏まえると、今後はこれまでのようなトレンドでのコスト削減は見込めない可能性があるものの、光サービスの更なる需要喚起に向け、2023年9月より5度目の卸料金値下げを実施する予定です。 ○ また、当社はこれまで、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」および「時系列検証」の実施・報告についても、丁寧に対応してきたところです。 ○ 本検証にあたっては、接続料相当額や営業コストといった現時点のコストだけではなく、市場・競争環境の変化や、事業者要望や設備老朽化等への対応、今後のコストや需要の見通しといった事項も含めて、総合的に検証を行うことで、卸料金の妥当性が適切に評価されているものと考えます。 ○ 更に、当社は光コラボ事業者様の要望を反映する仕組み（2022年10月）や、卸協議の円滑化に資する事項の開示（2023年6月）等を開始し、周知・ご説明等を行ってきたところです。今後も、光コラボ事業者様のご理解を得られるよう、真摯に協議を実施していく考えです。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卸料金検証について「丁寧に対応している」との御指摘ですが、本研究会において関係事業者等及び構成員からあった指摘等を踏まえると、次回の検証においては、貴社から指摘等の解消につながるより一層丁寧な説明を行われることが適切と考えます。 ○ 本研究会においてNTT東日本・西日本は「現在のコストについては、卸料金を設定する上で考慮すべき数ある要素の一つ」（第66回会合参考資料66—2）と説明していると承知していますが、卸料金の算定方法における指定設備のコスト・接続料相当額の位置付けについては、丁寧かつ合理的な説明を行うことが適当と考えます。なお、光サービス卸の接続による代替性が「不十分」と評価した背景の一つには、「関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる」点がありましたが、仮に、関連する接続機能の存在が卸料金の適正化に寄与していないのであれば、本検証の前提が変わりうるものです。 	<p>無</p>
<p>意見26</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金検証においては、NTT東日本・西日本を含む自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響につ 	<p>考え方26</p>	

<p>いても十分な考慮が必要。</p>		
<p>○ 移動通信分野とは異なり、固定通信の分野では卸先事業者、接続事業者に加え、自己設置事業者が存在し、この三者によって公正な競争環境が機能しております。今般、卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われていますが、光サービス卸につきましては、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要であると考えます。この点、自らリスクを取って設備投資を行っているNTT東西殿も含めた自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考えます。 【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本研究会第四次報告書（案）に対する意見募集以降示しているとおりの御意見にある指定設備設置事業者以外の自己設置事業者の状況自体は、卸料金検証の直接の評価基準とはなりません。今後の継続的な検証や制度整備の検討に当たっては、市場における競争環境も踏まえながら、検証や検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>3. モバイル音声卸における代替性の検証</p>		
<p>意見27 ● モバイル音声卸における代替性の検証において、引き続き評価を保留とし、交渉状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当であるとの本報告書案の考え方に賛同。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ プレフィックス自動付与機能について、当初課題となっていたSIM交換等の制約は解消されたものの、2025年に予定されている固定電話網のIP網への移行により中継料金等の先行きが不透明であること等を踏まえると、現状においてその継続可能性等の予見は困難な状況であるとともに、IMS接続について現時点ではMVNOによる実績は無く、緊急通報の実現方法等には引き続き議論が必要な状況であることや、実装までには一定の期間や網改造料等の多大な費用を要することが想定されるため、モバイル音声の代替性確保については引き続き注視が必要な状況と考えます。 ○ この点、モバイル音声卸における代替性の検証においては、引き続き評価を保留とし、交渉状況等を踏まえて改めて検証を行うことが適当であるとの本報告書案の考え方に賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見28 ● プレフィックス自動付与機能による接続では代替性が判断できない。 ● IMS接続については、今後MNOとMVNOとの間の協議によって、実現に向けた技術的又は経済的な妥当性を導き出せるものと期待。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ プレフィックス自動付与機能による接続では、以下の理由などにより代替性が判断できないものと理解しております。 ・ 着信呼が中継事業者を経由しないため、MVNOにとって一方的な経済的負担が課される点 ・ 固定電話網のIP網への移行に関する影響が見通せない点 ○ IMS接続については、今後MNOとMVNOの間における協議によって、実現に向けた技術的または経済的な妥当性を導き出せるものと期待いたします。 【日本通信株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、総務省においては、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見29 ● プレフィックス自動付与機能による接続は、固定電話網のIP網への移行に伴う中継事業市場への影響が不透明であり、IMS接続による代替性を確保していくことが重要。 ● 総務省においては、モバイル音声卸とIMS接続との間での代替性の確保に向けて、MNOとMVNO間の卸協議の状況を注視し、IMS接続についての課題が解消されない場合は必要な措置を講ずることを要望。</p>	<p>考え方29</p>	

<p>○ 現在、多数のMVNOが採用しているプレフィックス自動付与機能による接続においては2025年のIP網への移行に伴う中継事業市場への影響が不透明である中、モバイル音声卸の卸料金の透明性を確保していくためには、IMS接続による代替性を確保していくことが重要だと考えます。</p> <p>○ この点、MVNOによるIMS接続の実現に向けては、現在、一部のMVNOによりMNOとの協議が実施されていると想定されるところ、MVNOが高額な網改造料の負担を負う場合や、仕様面においてモバイル音声卸と同様の利用形態・利用条件が担保されない場合など、MVNOがIMS接続を選択することが困難な状況となれば、実質的にモバイル音声卸との代替性が確保されないこととなるおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ なお、IMS接続の仕様面については以下のような課題が存在するものと認識しておりますので、総務省殿においては、モバイル音声卸とIMS接続との間での代替性の確保に向けて、MNOとMVNO間の卸協議の状況を注視いただき、課題が解消されない場合は必要な措置を講じていただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通報においては、事業規模の小さいMVNOが全国の緊急通報機関と接続調整を行うことは実質不可能であるため、MNOによる卸提供が想定されるところ、一部のMNOからは184を付加した際の緊急呼は仕様等の理由から卸提供が困難との見解を受領しており、MVNOによるIMS接続を用いた音声サービス実現の大きな障壁になり得るおそれ ・ MVNOがIMS接続を実現する上で、MNOのMNPシステムとの連携が必要となるが、MNOからはMNPシステムに係る仕様が開示されておらず、MVNOのサービス開始時期に大きく影響するおそれ <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ プレフィックス自動付与機能については、SIM交換等の設備利用条件への制約は解消されたものの、設備の利用形態がモバイル音声卸とは異なる点、固定電話網のIP網への移行の影響が見通せない点等を踏まえることが適当と考えます。総務省においては、プレフィックス自動付与機能の状況だけでなく、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等も踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見30</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実現時期が明確でなく、費用や技術的な面から一部の事業者しか実施できないIMS接続について、代替性の検証に関係させるべきではない。 ● IMS接続とは切り離し、「卸」から「接続」に事業者や音声契約者が「多数移行した」という「事実」を重く捉えて判断を行うことを要望。 	<p>考え方30</p>	
<p>○ 「IMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行う」とありますが、実現時期が明確でなく、費用や技術的な面から一部の事業者しか実施出来ないIMS接続を代替性の検証に関係させるべきではないと考えます。</p> <p>○ MVNO事業者及びMVNO音声契約者の大半が接続に移行したと言われている現在、IMS接続とは切り離し、「卸」から「接続」に事業者や音声契約者が「多数移行した」という「事実」を重く捉えて判断をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【フリービット株式会社】</p>	<p>○ IMS接続について、モバイル音声卸と設備の利用形態が同様であり、複数のMNOとMVNO間で協議が行われている状況を踏まえれば、本報告書案のとおり、総務省において、MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消状況やIMS接続の実装状況等を踏まえて、改めて検証を行うとともに、必要に応じて移動通信分野の代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見31</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プレフィックス自動付与機能によって当社と契約する大半のMVNOは接続に移行しており、IMS接続の実現を待たずとも代替性評価は可能。 ● MNOとMVNO間の情報の非対称性の解消について、電気通信事業法に則り、引き続きMVNOへの情報提示に努める。 	<p>考え方31</p>	
<p>○ 2021年2月のプレフィックス自動付与機能の提供によって、当社と契約している大半のMVNOは、既に接続へ移行していることから、IMS接続の実現を待たずとも音声接続による代替性評価は可能と考えます。</p>	<p>○ プレフィックス自動付与機能については、考え方29のとおりです。</p>	無

<p>○ MNOとMVNOの間の情報の非対称性の解消は、電気通信事業法第38条の2第3項に則り、引き続きMVNOへの情報提示に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 卸協議におけるMNOの交渉上の優位性やMNOとMVNOの間の情報の非対称性を背景に特定卸役務に係る規律が導入されたことを踏まえ、MNOにおいては、電気通信事業法の規定により、MVNOに対して適切に情報を提示することが適当と考えます。</p>	
<p>意見32</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNOとMVNO間の情報の非対称性は既に解消されている。 ● プレフィックス自動付与機能による接続の代替性評価はIMS接続の実装状況と切り離して判断可能。 ● 上記を踏まえ、速やかにモバイル音声卸の代替性評価を速やかに実施することを強く要望。 	<p>考え方32</p>	
<p>○ MNOとMVNOの間の情報の非対称性については、当社は卸先事業者に対して、接続料相当額、及び卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を既に開示していることから、既に解消されているものと考えます。</p> <p>○ また、第68回研究会（令和5年2月20日）にて総務省殿からも発言があったとおり、00XY自動付与機能も、IMS接続も接続の1形態であり、代替性検証の趣旨を考えると、00XY自動付与機能による接続の代替性評価はIMS接続の実装状況と切り離して判断可能であると理解しています。</p> <p>○ 上記を踏まえ、速やかにモバイル音声卸の代替性評価を速やかに実施いただくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 考え方31のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見33</p> <ul style="list-style-type: none"> ● IMS接続の協議について、MVNO委員会からは、MNO側から詳しい仕様等の情報が提示されず協議が停滞していると問題提起されている。総務省においてMNOとMVNOに定期的なヒアリングを行い、問題があれば速やかに対応すべき。 	<p>考え方33</p>	
<p>・MVNOのIMS接続協議について</p> <p>○ 報告書（案）ページ34？35ページ目のIMS接続についてMNO各社は真摯に向き合い協議に応じている姿勢を見せていますが、ページ128ページ目にはMNO側から詳しい仕様等の情報が提示されないため、協議が停滞しているとテレコムサービス協会MVNO委員会から問題提起されています。（恐らく交渉上の優位性を背景に協議を遅らせている可能性あり）</p> <p>○ このままではサービス実現の見通しが立たず、過去にあった大臣裁定や接続協議再開命令の申し立ての事態に発展しないように、総務省側でMNOとMVNOに定期的なヒアリングを行い問題があれば速やかに対応すべきと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>○ 御意見のとおり、今般の5G（SA方式）の協議に係るヒアリングにおいて、IMS接続に係る協議が停滞しているとの指摘がなされたところ、MNOにおいては、IMS接続に係る協議についても、MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要と考えます。</p> <p>○ IMS接続に係る協議状況については、総務省において引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

・第3章 着信事業者が設定する音声接続料の在り方

意見	考え方	修正の有無
全般		
<p>意見34</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の導入に賛成しており、全呼種で導入すべき。その上で、本研究会での議論は、既存事業者の保護という視点を中心とした検討となっていることを懸念。利用者の利便性向上を考えるのであれば新規参入事業者の存在が重要であり、固定電話網のIP網への移行を契機に新規事業者が参入しやすい環境を作る視点での検討を進めることを強く要望。 	<p>考え方34</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性向上という観点からビル&キープ方式の導入に賛成であり全呼種で入れるべきであると考えます。その上で申し上げますと、本研究会でのビル&キープ方式の導入については、既存事業者の保護という視点を中心とした検討となっていることを懸念しております。競争環境の創出には利用者の利便性向上という視点が重要であることは言うまでもありませんが、真に利用者の利便性向上を考えるのであれば業界に新規参入者がいることが重要になると思料します。IP網への移行を契機に新規事業者が参入しやすい環境づくり、という視点での検討を進めて頂くことを強く要望致します。 <p style="text-align: right;">【フリービット株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規参入事業者においては、本報告書案において整理された指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化によって、指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択する方が開かれ、新規参入時の事業者間精算方式の選択肢が広がるものと考えます。 ○ 電話事業への新規参入等を容易にしていくことは今後も重要であり、接続ルールの観点から、本研究会において、今後も必要に応じ検討を深めていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見35</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● ビル&キープ方式の導入に賛同する一方で、公平な競争環境や参入容易性の維持等、制度面での手当について議論が必要と考える。 ● 中小の接続事業者や卸先事業者に対して競争上の不利益が生じないよう、導入時の制度面での規律や、導入後の定期的な市場の確認・見直しに関する議論が必要であり、この議論には卸先事業者も参加する必要がある。 	<p>考え方35</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書（案）に賛同いたします。 ○ 当協会に加盟する多くの会員事業者は主にユニファイド通信サービス（クラウド電話サービス等をはじめとした新しい音声・映像サービス）を提供しています。これらのサービスは、クラウド・AI技術の進展や良質なインターネット環境、グローバルにおける人材獲得競争（リモートワークを前提として居住国を問わずスキルのある人材の採用を行う）などの社会ニーズを背景として急速に普及していると共に、世界中の企業・事業者によって激しい技術開発競争が行われています。また、これらのサービスでは利用者の利便性のためにクラウド技術と既存の公衆電話網を接続・組み合わせている形態が多く、「既存の電話サービスでは実現できない」新しい通信市場を創出して発展を続けています。ユニファイド通信サービスが法人電話市場の50%を超えているという海外の調査結果もあります。日本においても、自治体・金融・流通など様々な産業、コールセンターやテレワークツール、AIの自然会話による予約受付、会議のリアルタイム通訳など幅広い領域で活用され、日本の生産性向上に寄与しています。 ○ ユニファイド通信の領域においては、多くの場合が番号管理事業者よりその番号と網の卸提供を受け、公衆網に間接的に接続しています。これは相対取引であるため、契約条件は番号管理事業者側が強い交渉上の優位性をもって 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度整備以降の料金動向については総務省において注視していく必要があると考えますが、その際、利用者料金だけではなく、卸料金についても十分に状況を確認することが適当です。 ○ 本研究会においては、音声に関する接続制度等の議論において、今後も卸先事業者の立場からの意見も含めて幅広い者から意見を聴取する機会を設けることが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>ます。実際に、日本市場における卸条件（卸料金）は世界的に見て非常に高額であり、10倍以上の開きがあるケースも存在します。</p> <p>○ ビルアンドキープの導入については、料金の低廉化や多様なサービスの実現の可能性があることや、接続料の精算システムや係る人員コストの削減等、新たな事業者の参入を容易にするなどの長所が見込まれることから、その導入に賛成します。一方で、この導入に際し、公平な競争環境や参入容易性の維持等、制度面での手当について議論が必要です。ビルアンドキープ導入後は多くの収益が加入者数（番号数）に依存するため、多数の加入者を有する事業者の市場支配力が強まり、市場の寡占化が進む恐れもあります。この導入によって中小の接続事業者や卸事業者が（相対的・絶対的問わずに）競争上の不利益が生じないように、1) 導入時の制度面での規律、2) 導入後の定期的な市場の確認・見直し議論が必要です。また、ビルアンドキープの導入は番号管理事業者間のみならず、卸事業者や市場に対しても大きな影響があると考えられるため、この議論には卸事業者も参加する必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
<p>2. 議論の経過</p>		
<p>意見36</p> <p>● 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に向けた具体的な制度整備を進めることに賛同。利用者利便の向上につながることを期待されるため、ビル&キープ方式を原則化すべき。</p>	<p>考え方36</p>	
<p>○ 当社は、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づき、ビル&キープ方式を選択可能とするための具体的な制度整備を進めることについて賛同いたします。</p> <p>○ 全ての事業者が自社のネットワークコストの削減効果をそのままユーザ料金等に反映できるようになり、利用者利便の向上につながることを期待されるため、当社は、ビル&キープ方式を原則化すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 選択可能化に賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ ビル&キープ方式を原則化する場合、電話市場における競争、事業、料金等の前提となっている現行の事業者間精算方式を変更することとなり、このことに鑑みれば、利用者料金等に及ぼす効果等のみならず、本研究会で提示されたものを含む様々な論点についてそれぞれ明確化を図りつつ、丁寧な議論を進めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見37</p> <p>● 着信インセンティブ契約が業務改善命令の対象になり得るという見解を示したことを歓迎。一方で、事業者間協議で着信インセンティブ契約の存在を確認することは困難な場合がほとんどであるため、発着比が一定割合を超える事業者に対し、事業者の求め等に応じて総務省が報告徴収により確認を行う等の仕組みを導入すべき。</p> <p>● 事業者間協議によりトラヒック・ポンピングが解決せず裁定申請が行われることが考えられるが、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&キープ方式を採用できるようにすることを、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」に取り入れて、根本解決を図る必要。</p>	<p>考え方37</p>	
<p>○ 当社は、トラヒック・ポンピングは早期に解決が必要な政策課題であると考えており、今般、「いわゆる『着信インセンティブ契約』に関する電気通信事業法の適用についての考え方」（令和5年5月30日公表）において、着信インセンティブ契約が業務改善命令の対象になり得るという見解を示したことを歓迎いたします。</p> <p>○ 一方で、実際の事業者間協議においては、着信インセンティブ契約の存在を確認することが困難な場合がほとんどであるため、発着比が一定割合（例えばFCC11-161※の規定を参考に3倍）を超える事業者に対し、事業者の求め等に応じて総務省が報告徴収により確認を行う等の仕組みを導入すべきであると考えます。</p>	<p>○ 総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当と考えますが、その具体的な手法については総務省において今後検討を深めていくことが適当と考えます。また、事業者間の個別の接続に</p>	<p>無</p>

<p>※Federal Communications Commission FCC11-161 https://transition.fcc.gov/Daily_Releases/Daily_Business/2012/db0206/FCC-11-161A1.pdf</p> <p>○ また、事業者間協議によりトラヒック・ポンピングが解決しない場合は、着信インセンティブの原資が接続料原価に含まれている可能性を踏まえ、接続料の適正性について裁定申請を行うことが考えられますが、適正原価・適正利潤や近似的に他の費用等を用いる算定が困難な場合に、ビル&キープ方式を採用できるようにすることを総務省の「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」（平成30年1月公表）に取り入れて、根本解決を図る必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>おけるトラヒックの状況を電気通信事業報告規則等に基づき定期的に報告させていない現状にあつては、例えば、トラヒック・ポンピングに関して業務改善命令が必要と考える場合には、トラヒックの状況に関する状況も含め、電気通信事業法第172条の規定に基づく意見の申出を行うことが考えられます。</p> <p>○ なお、裁定方針は本研究会での議論も踏まえ「個別的ではない、接続料についての基本的な考え方」について「裁定があった場合の考え方」を前もって示すものであり、ビル&キープ方式をこれに明記することについては、こうした方針策定の趣旨を踏まえて検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見38</p> <p>● 「電気通信事業法の適用について考え方を示すことが適当」とする本報告書案に賛同。公表された電気通信事業法上の考え方を活用して協議を進め、トラヒック・ポンピングへの対処を引き続き進めていく。</p> <p>● 総務省においては、事業者からの申告に基づいて、疑いのある事業者の洗い出し、被害額の推計、トラヒックが極端に不均衡の場合の事業内容の聞き取り調査等の内容で、定期的に観測することを要望。</p>	<p>考え方38</p>	
<p>○ 「電気通信事業法の適用について考え方を示すことが適当」という整理及び当該考え方をういて協議にて解決を図るという方向性に賛同します。「いわゆる『着信インセンティブ契約』に関する電気通信事業法の適用についての考え方（令和5年5月30日公表）」を活用し協議を進めることで、トラヒック・ポンピングへの対処を引き続き進めてまいります。</p> <p>○ なお、構成員の意見にもあったとおり、総務省殿において、トラヒック・ポンピングの状況につき事業者からの申告に基づいて、以下のような内容で定期的に観測いただくことを要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラヒック・ポンピングの疑いのある事業者の洗い出し ・ 被害額の推計 ・ トラヒックが極端に不均衡の場合は事業内容の聞き取り調査など <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 後段の御意見については、総務省において具体的な手法の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見39</p> <p>● トラヒック・ポンピングについては、公表された電気通信事業法上の考え方に基づき、関連事業者に対し電気通信事業法の適用が有効に機能し、解決に貢献することを期待。</p>	<p>考え方39</p>	
<p>○ トラヒック・ポンピングの問題については、令和5年5月30日に公表された「いわゆる『着信インセンティブ契約』に関する電気通信事業法の適用についての考え方」に基づき、関連する事業者に対して電気通信事業法の適用が有効に機能し、本問題についての解決に貢献されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<p>○ 本研究会としても御意見のとおり考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見40</p>	<p>考え方40</p>	

<p>● トラヒック・ポンピングは、業界として取り組むべき問題だが、着信接続料に関する課題とは切り離して対応すべき問題。</p>		
<p>○ 本意見（事務局注）に賛同いたします。トラヒック・ポンピングへの対応は、業界として取り組むべき問題ではあるものの、着信接続料に関する課題とは切り離して対応すべき問題と考えます。</p> <p><small>（事務局注：2. 議論の経過（3）トラヒック・ポンピングについて②構成員からの意見 <トラヒック・ポンピングへの対応についても速やかに進めるべきであるものの、ビル&キープ方式の検討は競争政策の観点から行うべき旨の意見>）</small></p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイ・ピー・エス・プロ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見41</p> <p>● 総務省において、トラヒック・ポンピングの状況を定期的に注視する手法や調査方法を早急に整理し、本研究会等でその内容を公表する必要。</p>	<p>考え方41</p>	
<p>○ まずは携帯電話事業者と被疑事業者との間で問題の解決を委ねても被疑事業者が締結している着信インセンティブ契約を認めないことが想定され問題の解決には至らない事も考えられるため、構成員の意見（事務局注）のとおり、総務省において、トラヒック・ポンピングの状況を定期的に注視する手法や調査方法を早急に整理し、接続料の算定等に関する研究会等でその内容を公表する必要があるのではないか。</p> <p><small>（事務局注：2. 議論の経過（3）トラヒック・ポンピングについて③トラヒック・ポンピングに係る考え方の公表 これに対し、構成員からは次の意見があったところであり、総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当である。</small></p> <p><small>・（総務省から）電気通信事業法上の考え方が示され、改善が期待できるところだと思うが、これでどこまで改善が進むか心配なので、定期的に定点観測していただきたい。例えばFCCの定義を使うなどすれば、疑いのある事業者の洗い出し、被害額の推計等も可能かと思われるので、そういった調査を定期的に実施し、早急に改善するよう見守っていく必要がある。）</small></p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>○ 御意見については、総務省において具体的な手法の検討の参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見42</p> <p>● 選択可能とした上で望まない事業者が従来の精算方式も選択できることを保障する制度が必要との意見に賛同。接続事業者が合意した場合のみビル&キープ方式が選択されることが担保されるよう、接続約款への明記及び総務省によるモニタリングの実施を希望。</p> <p>● また、総務省においては、接続料調整窓口を設置し、紛争に至らない時点から公平な立場で関与することにより、早期合意を支援することを希望。</p>	<p>考え方42</p>	
<p>○ 本意見（事務局注）に賛同いたします。接続先事業者が合意した場合のみビル&キープ方式が採択されることが担保される様に、約款への明記および総務省によるモニタリングを希望致します。</p> <p>○ また、小規模事業者が提示する接続料に対して、指定電気通信設備事業者からの合意が得られずに、折衝が長期化するケースが散見されています。総務省内に接続料調整窓口を設置いただき、紛争に至らない時点から公平な立場で関与いただき、接続料の早期合意をご支援いただくことを希望致します。</p> <p><small>（事務局注：2. 議論の経過（2）指定設備設置事業者の選択可能化について②構成員からの意見（再聴取を踏まえた意見 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。）</small></p> <p style="text-align: right;">【株式会社アイ・ピー・エス・プロ】</p>	<p>○ 賛同の意見として承ります。</p> <p>○ 後段の御意見については、当事者が互いに譲歩することが期待できるような紛争を対象に、裁定・仲裁等よりも簡易な手続により紛争の迅速な解決を図る制度として、電気通信紛争処理委員会によるあっせんの制度が用意されているところであり、これを活用することも考えられます。</p>	<p>無</p>
<p>意見43</p> <p>● 大手事業者と中小規模事業者で見解の溝が埋まっていない。中小規模の事業者の経営努力だけで設備コストを低減することは困難であり、問題を緩和する一案として、OAB-J IP電話に対する技術基準の緩和も含め幅広く議論すべき。</p>	<p>考え方43</p>	

<p>○ 着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関するこれまでの議論を資料等で確認する限り、大手事業者と中小規模事業者とでビル&キープに関する見解についての溝が埋まっていないように見受けられる。</p> <p>○ 例えば、中小規模事業者がビル&キープを受け入れるためには中小事業者の設備コストの低廉化が必要になると考えられるが、62頁の構成員の意見（アカデミックな立場からは、ネットワークのオペレーションは規模の経済性がかなり効く分野であり、各事業者が原価プラス適正利潤で接続料を設定するとしたら、大きい事業者ほど安く、小さい事業者ほど高くなるのが自然。）のとおり、中小規模の事業者の経営努力だけで設備コストを低減することは困難ではないか。</p> <p>○ そのため、問題を緩和できるような条件の整備・準備の一案として、携帯電話がより一層普及している現状を踏まえて、OABJ-IPに対する技術基準（音声品質や緊急通常受理機関への接続）の緩和を踏まえて幅広く議論すべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、ビル&キープ方式の原則化については関係事業者から様々な意見があったところであり、丁寧な議論を進めていくことが必要と考えます。</p>	<p>無</p>
3. 考え方		
<p>意見44</p> <p>● 固定電話網のIP網への移行後は、全事業者において一律・公平にビル&キープ方式を採用することが最適。</p> <p>● また、そのステップとして、指定設備設置事業者であっても合意すればビル&キープ方式を選択可能とする制度を設けることには一定の意義がある。その際は、事業者間協議を通じた合意形成を基本とし、いずれの事業者も相手方事業者からビル&キープ方式の採用を強制されるものではないこと及び合意の条件について特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとするに留意すべき。</p> <p>● ビル&キープ方式の採用が進み、指定設備制度に基づく接続料の規模・影響度の縮小が進んだ際には、既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましい。</p>	<p>考え方44</p>	
<p>○ 対称・対等な接続関係となるIP網移行後においては、着信接続料の高止まり抑止及び規制対応コスト・運用コストの最小化を図る観点から、全事業者に一律・公平にビル&キープ方式を採用することが最適であると考えます。</p> <p>○ また、全事業者で一律・公平にビル&キープ方式を採用するためのステップとして、まずはビル&キープ方式の部分的な導入を促すために、指定設備設置事業者であっても接続事業者と合意すれば、ビル&キープ方式を選択可能とする制度を設けることには、一定の意義があると考えます。</p> <p>○ ただし、その際には、以下の点に留意する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビル&キープ方式を二社間の合意に基づき選択可能とする間は、指定設備設置事業者であるか否かに関わらず、事業者間協議を通じた合意形成を基本とし、いずれの事業者も相手方事業者からビル&キープ方式の採用を強制されるものではないこと ・ 指定設備設置事業者に対して制度的措置として求められている「ビル&キープ方式に合意する条件」については、特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いとならない範囲で、柔軟な運用を可能なものとするべきであること <p>○ なお、ビル&キープ方式の採用が進み、指定設備規制に基づく接続料の規模・影響度の縮小が進んだ際には、事業者全体の規制対応コスト・運用コストを最小化する観点から、既存の規制の見直し・簡素化を含め、改めて検討することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 選択可能化に賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案において想定している選択可能化に係る具体的な制度整備は、指定電気通信設備制度そのものの位置付け・性格の変更を意図しているものではありません。したがって、ビル&キープ方式に係る協議の適正性を確保するための制度的措置についても、指定電気通信設備の接続料・接続条件を約款化させている制度趣旨を踏まえて検討する必要があると考えます。</p> <p>○ 具体的には、接続約款に定めるべき「ビル&キープ方式に合意する条件」については、「一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じること」</p>	<p>無</p>

	<p>を基本として、省令上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合意の条件に関して接続約款に記載しなければならない事項 ・ 合意の条件が満たすべき条件 <p>を規定することが考えられます。一方、制度上「合意の条件」そのものを規定することは想定しておらず、制度が指定設備設置事業者にビル&キープ方式の採用を強要することにはならないと考えています。いずれにせよ、御意見の論点も含め、総務省において十分に具体的な制度を検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見45</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信審議会ではビル&キープ方式の原則化に向けた議論が進められることに期待。 ● 指定設備設置事業者においては、積極的にビル&キープ方式の導入を推進していくべき。なお、指定設備設置事業者によるビル&キープ方式の導入が抑制的にならないよう、総務省においては、接続約款の認可・届出の過程において、実質的に他事業者がビル&キープ方式を選択することができないような限定的な条件が設定されていないか確認するよう要望。 ● トラヒック・ポンピングについて、総務省が考え方を示したことは大変意義があるものであり、一定の抑止効果が働くことが期待される。 ● 当社としても状況を注視し、必要に応じ改善に向けた協議を行っていく考えだが、事業者間協議のみで解決を図るには限界があり、総務省において速やかに実態調査を行い、調査結果を公表することを要望。調査・公表といった一連の取組を定期的に継続することが、一層の抑止効果につながる。 ● それでもなおトラヒック・ポンピングが収束しない場合等は、トラヒック・ポンピングの疑いがある場合はビル&キープ方式を採用可能とするように「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の改定を行うなど、比較的早期に対応可能な方策を検討する必要。最終的な解決策という観点でビル&キープ方式の制度的導入も選択肢になり得る。 	<p>考え方45</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 音声トラヒックは直近10年で25%減少しており、今後も市場の縮小が見込まれます。また、2025年1月を予定しているPSTNマイグレーションの完了による接続形態の大幅な簡素化といった環境変化等を踏まえれば、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期にきています。 ○ 弊社としては、全事業者一律でビル&キープ方式を導入することによって業務の簡素化・効率化を図り、持続可能な事業環境を整えていくことが、長期的観点における音声サービスの安定的な提供等に繋がるものと考えており、情報通信審議会においてビル&キープ方式の原則化に向けた議論が進められることに期待します。 ○ 報告書案では、「まずはビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当である。」とされましたが、指定設備設置事業者が先行してビル&キープ方式を導入することでも一定程度の業務の簡素化が見込まれることから、指定設備設置事業者においては、積極的にビル&キープ方式の導入を推進していくべきと考えます。 ○ なお、具体的な制度措置の一つとして、「ビル&キープ方式に合意する条件（合意の対象とする接続の形態等）を接続約款に具体的に定めること。」とされておりますが、今後、ビル&キープ方式の原則化に向けた議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選択可能化に係る具体的な制度整備に当たっては、御意見の論点も含め、総務省において十分に検討することが適当と考えます。 ○ なお、本報告書案において想定している選択可能化に係る具体的な制度整備においては、指定設備設置事業者がビル&キープ方式に合意する条件を設定しない（導入しないこととする）ことも許容されるものと考え、いずれにせよ、各指定設備設置事業者はビル&キープ方式に関する合意のスタンスについて、事業者間協議・事業者説明会等の場で接続 	<p>無</p>

<p>論が進められる中、先行的に制度整備される指定設備設置事業者によるビル&キープ方式の導入が抑制的にならないよう、総務省殿におかれましては、指定設備設置事業者による接続約款の認可・届出の過程において、実質的に他事業者がビル&キープ方式を選択することができないような限定的な条件（発着比率が1:1の場合に限る など）を設定していないか確認いただくよう要望いたします。</p> <p>○ また、「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」として、トラヒック・ポンピングの実態について、「当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料の一部にあること」、「他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとする」と、明確化したうえで、「着信インセンティブ契約に関して、適正かつ合理的な事業の運営とは言えない場合は業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。」と、総務省殿の考え方を公表したことは、大変意義のあるものであり、トラヒック・ポンピングに対して一定の抑止効果が働くことが期待されます。</p> <p>○ 弊社としても今後のトラヒック・ポンピングの発生状況を注視し、必要に応じて相手事業者とその改善に向けて協議していく考えです。</p> <p>○ しかしながら、通信事業者は「通信の秘密」を遵守する必要があるため、接続事業者のトラヒック・ポンピングへの関与を証明することは困難であるため、事業者間協議のみで解決を図るには限界もあります。</p> <p>○ したがって、左記（事務局注）のとおり、総務省殿にてトラヒック・ポンピングの状況について速やかに実態調査を行い、調査結果の一定の公表を要望いたします。また、調査、公表といった一連の取組みを定期的に継続することが、一層の抑止効果に繋がるものと考えます。</p> <p>○ それでもなお、トラヒック・ポンピングが収束しない、または収束後再発するようであれば、例えば、『接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針』において、トラヒック・ポンピングの疑いがある場合は、ビル&キープ方式を採用可能とする裁定方針に改定するなど、比較的早期に対応可能な方策を検討する必要があると考えます。また、最終的な解決策という観点で、米国の事例のように、ビル&キープ方式の制度的導入も選択肢になり得ると考えます。</p> <p><small>（事務局注：2. 議論の経過（3））</small> トラヒック・ポンピングについて③トラヒック・ポンピングに係る考え方の公表 これに対し、構成員からは次の意見があったところであり、総務省においては、トラヒック・ポンピングの状況について定期的に注視していくことが適当である。 ・（総務省から）電気通信事業法上の考え方が示され、改善が期待できるところだと思いが、これでどこまで改善が進むか心配なので、定期的に定点観測していただきたい。例えばFCCの定義を使うなどすれば、疑いのある事業者の洗い出し、被害額の推計等も可能かと思われるので、そういった調査を定期的実施し、早急に改善するよう見守っていく必要がある。）</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>事業者に丁寧に説明することが適当と考えます。</p> <p>○ トラヒック・ポンピングに関する御意見に対する考え方については、考え方37のとおりです。</p>	
<p>意見46</p> <p>● 本研究会での議論等を踏まえれば、ビル&キープ方式を原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続当事者間の合意に基づき指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったと理解。原則化の是非について情報通信審議会に諮問し改めて議論する必要はない。</p> <p>● なお、ビル&キープ方式の原則化については、適切なコスト回収の原則から逸脱する点、契約者数が多い事業者にも有利になる制度変更であり健全な競争に悪影響を及ぼすという点等の問題があり、適切でない。</p>	<p>考え方46</p>	
<p>○ 情報通信審議会に諮問し、議論を進めていくことが適当とされている論点については、研究会にて関係事業者の意見等を踏まえ、構成員からもご意見をいただき議論した内容と重複しているものと当社は認識しています。その上で、研究会においては構成員からも「ビル&キープ方式の下では、各事業者の契約者数が利益に影響すると思われる。特に、契約者が少ない事業者が不利になると思われる。」や「着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されている。そのような事業者に</p>	<p>○ 考え方36下段のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>までビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、選択制とすることが良い。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要。」等の懸念が示されたところであり、当該指摘等も踏まえ、ビル&キープ方式について原則化すべきという結論にはならず、あくまでも接続する二者間の合意に基づき、指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることが適当という結論になったものと理解しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究会での議論等を踏まえれば、ビル&キープ方式の原則化の是非に関して、情報通信審議会に諮問し改めて議論する必要はないものと考えます。 ○ なお、当社としてはビル&キープ方式の原則化については以下の点に問題があり、適切ではないと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 二者間の合意に基づかない全事業者一律採用や、一方が要望すれば採用するといったルール化はコスト負担のバランスが崩れ、適切なコスト回収の原則から逸脱するものとなる点 ・ ビル&キープ方式の原則化は契約者が多い事業者にとって有利、契約者が少ない事業者にとって不利になるものであり、このような制度変更は健全な競争に悪影響を及ぼす点（特に移動通信事業はサービスの特性上、契約者数の多寡にかかわらず全国できめ細かなエリア展開が必須であり、大規模な固定費が発生することから、契約者の少ない事業者が不利になると考えられる） <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見47</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できる点について、令和2年の接続政策委員会以降の状況変化は認められておらず、適切でない。 ● ビル&キープ方式に合意する条件については、あくまでも各事業者が個社の事情に応じて規定すべき。 ● ビル&キープ方式に合意する条件には、交渉上の優位性を背景とした圧力等により接続事業者が導入せざるを得ない事態を抑止するための規定も含まれるところ、条件については認可事項とし、公正で効果的な規定かどうか関係事業者等からも広く意見を収集すべき。 	<p>考え方47</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できる」という点について、過去の情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会（令和2年11月17日・第49回など）においても一部の事業者が同様の意見提示を行っていたものの、当時の事業者ヒアリングにおいて、各社定量的なデータ含めて提示が求められ、結果として「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」（令和3年9月1日）では「着信接続料がユーザ料金に与える影響は限定的で、『着信接続料を低廉化すれば、携帯電話のユーザ料金の低廉化が確実に期待できる』と説明することは困難である。」と結論づけられているところです。その後大きな状況変化もなく、研究会において、定量的なデータ等を用いて確認・検証していないことから、「利用者料金の低廉化・多様化等の効果が期待できる」という部分は適切ではないと考えます。 ○ 接続約款に具体的に定めることとされている、ビル&キープ方式に合意する条件（合意の対象とする接続の形態等）については、事業者間で統一的な内容とすることは適切なコスト回収ができない事業者が出てくる可能性も懸念されることから、あくまでも各社が個社事情に応じて規定すべきと考えます。 ○ 第一種指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とする場合の規定整備の具体例として、本報告書案p77の脚注に「例えば、第一種指定電気通信設備制度においては、『その内容からみて利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に及ぼす影響が比較的少ない』接続料・接続条件については認可を要しない（事前届出制）とされている（電気通信事業法第33条第3項及び第7項。具体的な対象については電気通信事業法施行規則第23条の6において、付加的な機能の接続料及び接続条件等が規定されている。）ところ、ビル&キープ方式を選択する場合の接続料について、これに位置付けるこ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル&キープ方式を選択可能とする際の条件等については、接続約款記載事項（電気通信事業法第33条第4項第1号ホ及び第34条第3項第1号ホ）とすることが考えられるところですが、具体的な規定については御意見の論点も含め総務省において十分に検討することが適当です。ただし、本研究会における関係事業者・構成員の意見を踏まえれば、当該条件について総務大臣の認可に係らしめるべきことを念頭に検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>とが考えられる。」と記載されています。ビル&キープ方式が選択可能となった場合、接続約款にはビル&キープ方式に合意する条件が新たに規定される認識ですが、この条件には複数事業者から懸念が示された交渉上の優位性を背景とした圧力等により接続事業者がビル&キープ方式を導入せざるを得ない事態を抑止するための規定も含まれると考えます。その際こうした抑止が効かない場合は公正競争環境に影響が生じることから、ビル&キープ方式に合意する条件については認可事項とし、公正で効果的な規定かどうか関係事業者等からも広く意見を収集すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見48</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案の考え方に賛同。 ● 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化について、交渉上の優位性を背景とした強制採用につながるようにすることが肝要であり、約款化等の担保措置が必要。制度整備後の接続協議において、指定設備設置事業者が非指定設備設置事業者の希望する接続方式をトラヒックの状況等を理由として拒むことは、不当な差別的取扱いに該当し得るものとする。 	<p>考え方48</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書の考え方に賛同いたします。 ○ 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とすることについて、交渉の優位性を背景とした強制採用につながる制度とすることが自由で公正な競争環境の整備には肝要であり、約款化など、これを担保するための措置が必要と考えます。 ○ 加えて、制度整備後の事業者間での接続協議において、従来の接続ルールと同様に指定設備設置事業者は特定の事業者に対し不当に差別的な取扱いをしないことが重要と考えます。この点、非指定設備設置事業者の希望する接続方式をトラフィックの状況等を理由として拒むことは、不当な差別的取扱いに該当するものと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 選択可能化に係る具体的な制度整備に当たっては、御意見の論点も含め、総務省において十分に検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見49</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状はトラヒックが不均衡な事業者が存在しており、現行の事業者精算方式を変更することは、事業継続性や利用者利便の確保に支障が生ずるおそれがある。ビル&キープ方式の原則化については、慎重な検討を要望。 	<p>考え方49</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル&キープ方式は、基本的には、接続し合う事業者間のトラフィックが均衡し、互いの設備を同等に利用し合うことを背景に導入されるものであると理解しております。これによって双方の接続料精算業務の効率化、および自網のコスト削減のインセンティブが働きやすくなるといった効果が期待できるものであると考えます。 ○ この点、現状においてはトラフィックが不均衡な事業者が存在しており、事業規模や設備構成等の違いを踏まえた事業者間協議の上で接続料単金が設定されていること等を踏まえると、現行の事業者精算方式を変更することは、接続事業者の事業継続性や利用者利便の確保に支障が生ずるおそれがあるものと考えますので、総務省殿においては、ビル&キープ方式の原則化については、これらの点を鑑み、慎重に検討を進めていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 考え方36下段のとおりです。 	<p>無</p>
<p>意見50</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の原則化については丁寧な議論が必要とする本報告書案に賛同。 	<p>考え方50</p>	

<p>● ビル&キープ方式がデファクト・スタンダードとなり中小事業者者に合意が強制される事態を懸念しており、選択可能化に関する措置についての本報告書案の考え方に賛同。</p>		
<p>○ ビル&キープ方式が、音声通信サービス利用者および同サービスの提供事業者の全体利益に叶うかどうかを、現時点で判断することは時期尚早と史料します。従い、原則化については丁寧に議論することが必要との報告書案に賛同致します。</p> <p>○ ビル&キープ方式の採用がデファクトスタンダード化され、指定事業者の交渉上の優位性により中小事業者が合意を強制される事態を懸念しております。従い、合意の条件を具体的に規定した上で、協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとるとした報告書案に賛同致します。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見51</p> <p>● 指定設備設置事業者のビル&キープ方式の選択可能化に関する本報告書案の方向性に異論ないが、着信課金・国際電話等の片務的な呼種を対象とするか否かについては、ビル&キープ方式導入の利点が損なわれないかを考慮して議論すべき。</p> <p>● 指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見に賛同。総務省において有効かつ厳格なルールを規定・運用することを要望。</p> <p>● 接続約款には、接続事業者が従来の精算方式に加えてビル&キープ方式を選択できる旨及び接続事業者の要求を当該指定設備設置事業者が拒否できない旨を定めることをルール化するよう要望。</p>	<p>考え方51</p>	
<p>○ 「指定設備設置事業者が接続する二者間の合意に基づきビル&キープ方式を選択可能とすることが適当」(P77)とする本報告書(案)の方向性には異存ございません。他方、着信課金、国際電話等の片務的な呼種を対象とするか否かについては、ビル&キープ方式の導入によるメリット(人的・設備的コストの削減等)が損なわれないかを考慮した上で議論されるべきと考えます。</p> <p>○ なお、「指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見」(P76)に賛同します。「指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念」(同)が払拭されるよう、有効かつ厳格なルールを規定・運用頂くことを要望します。</p> <p>○ また、ビル&キープ方式の選択が可能となった指定設備設置事業者が作成する接続約款には、接続事業者が従来の精算方式に加えてビル&キープ方式を選択できる旨、及び接続事業者の要求を当該指定設備設置事業者が拒否できない旨が定められるべきと考えるので、これがルール化されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 選択可能化に、賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 指定設備設置事業者の選択可能化の対象として着信課金サービス・国際電話に係る呼を含めるかどうかについては、当該サービスについては通常の電話サービスと異なり発着の双方向性がないと考えられること等を勘案して総務省において検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 指定設備設置事業者がビル&キープ方式を選択可能とする場合の接続約款においては、ビル&キープ方式に合意する条件を具体的に定めるとともに、当該条件に合致する場合においては接続事業者がビル&キープ方式の選択を希望した場合には了承する旨を規定することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見52</p> <p>● 本報告書案に賛同。導入によって精算システムのコスト負担等の大きな課題を解決する可能性がある。課題の解決には、ビル&キープ方式を国内全呼種に幅広く適用する必要があり、特に着信課金サービスについても適用範囲としていただきたい。</p>	<p>考え方52</p>	

<p>○ 賛同します。ビルアンドキープの導入によって精算システムのコスト負担や料金精算のための担当人員の確保・配置が困難であること等の大きな課題を解決する可能性があります。これらの解決には、ビルアンドキープはできるだけ幅広く、国内全呼種に幅広く適用していくことが必要です。特にトールフリー（着信課金）のサービスについても同様に適用範囲としていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 着信課金サービスに関する考え方については、考え方51中段のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見53</p> <p>● 本報告書案に賛同。ビル&キープ方式はできるだけ幅広く適用されることが必要であり、着信課金も含めて適用対象とすべき。</p> <p>● ビル&キープ方式を部分的に導入する場合、指定設備設置事業者により有利な方式が選択されることがないよう十分な制度的措置が必要であり、ビル&キープ方式が真に「接続事業者が選択可能である」状況にあるかどうかを注視することが必要。卸役務については、多くが個別の相対契約となっており、その状況が外形的に判断できないことから、総務省において状況を把握又は確認することが必要。</p>	<p>考え方53</p>	<p>無</p>
<p>○ 賛同します。ビルアンドキープはできるだけ幅広く、国内全呼種に適用されることが必要です。特にトールフリー（着信課金）のサービスについても、コストは自網での回収とし、他番号帯と同様に適用範囲としていただきたいと思います。</p> <p>○ 仮に、ビルアンドキープを部分的に導入（選択性）する場合、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景にして、指定設備設置事業者により有利な方式が選択されることがないよう十分な精度的措置が必要です。これには、事業者間協議の適正性を担保するだけでなく、市場全体で様々な観点で確認する必要があります。例えば指定設備設置事業者が、自らの加入者向けサービスにおいてビルアンドキープを適用した事業者とそうでない事業者の加入者宛ての通話料金に差を設けることで、小売市場においてビルアンドキープを適用しなかった事業者が競争上不利な立場となることが考えられます。このように、指定設備設置事業者がもつ市場支配力を背景にして、接続事業者によるビルアンドキープの選択の判断に直接的・間接的問わずに何らかの効果を与えることがないようにする必要があります。指定設備設置事業者自らが提供する役務（卸役務を含む）の提供形態・条件等も含めて、ビルアンドキープが真に「接続事業者が選択可能である」状況にあるかどうか、注視することが必要です。さらに、卸役務については多くが個別の相対契約となっており、その状況が外形的に判断できないことから、これらの状況を総務省殿が適宜把握もしくは確認する対応が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、選択可能化した際に指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景としたビル&キープ方式の強要が生じないための措置を検討することに当たって、御意見にあるような観点も考慮して検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見54</p> <p>● ビル&キープ方式の導入は利用者料金の低廉化だけでなく、将来IMS接続を導入するMVNOにとっては、相互接続先の他事業者との協議や事業者間精算等の事務的コストの軽減が期待できる。</p> <p>● 他方、今後の検討においては、MVNOがMNOと同等の競争力を有するサービスの実現につながる取組や措置の実施、着信接続料等が継続的に低廉化し、プレフィックス自動付与を採用するMVNOが継続的にそのメリットを享受できる環境の整備について留意することを希望。</p>	<p>考え方54</p>	<p>無</p>
<p>○ ビル&キープ方式の導入は利用者料金の低廉化だけでなく、将来IMS接続を導入するMVNOにとっては、相互接続先の他事業者との協議や事業者間精算等の事務的コストの軽減が期待できるものと想定しております。</p> <p>○ 他方、ビル&キープ方式の導入は、モバイル音声市場の競争環境に影響を及ぼす可能性があると考えため、今後の検討においては以下の点について留意いただくようお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビル&キープ方式の導入により、仮にMNOの音声料金のみが低廉化を実現する状況となった場合、MNOとMVNO間の競争力に大きな差が生じ、イコールフットINGの確保が困難となるおそれがあると想定。この点、MNOとMVNO間の公正な競争環境を確保するためには、音声卸料金の更なる低廉化や音声定額プランの卸 	<p>○ 総務省においては、MVNOを含めた競争環境に及ぼす影響も注視しつつ、今後の検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

<p>提供等、MVNOがMNOと同等の競争力を有するサービスの実現に繋がる取組みや措置の実施が重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年予定の固定電話網のIP網への移行後もプレフィックス接続が継続可能となる場合、ビル&キープ方式の恩恵を仮に中継事業者が享受できないとすれば、中継料金の高止まり等、接続と卸の代替性低下につながると想定。この点、代替性確保の観点から、ビル&キープ方式が広く普及した場合においても、着信接続料等が継続的に低廉化し、プレフィックス自動付与を採用するMVNOが継続的にそのメリットを享受できる環境の整備が重要。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>		
<p>意見55</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の原則化については丁寧な議論が必要であり、今後も様々な論点からの議論が行われることに賛同。 	<p>考え方55</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要であり、今後も様々な論点からの議論が行われることに賛同します。 <p style="text-align: right;">【日本通信株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>
<p>その他</p>		
<p>意見56</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案におおむね賛同。 ● 全事業者にビル&キープ方式を義務化することは慎重に検討すべき。新規参入事業者や中小事業者の設備投資や経営環境に大きな影響を及ぼす可能性があり、他の精算方式（例えばpure LRICやLRIC）等の選択肢も検討すべき。 	<p>考え方56</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書（案）の音声接続料見直しの方向性について概ね賛同いたします。 ○ 選択肢の一つ「ビルアンドキープ」方式は精算手続き削減と着信接続料のトラヒックポンピング対策につながり、悪用する事業者を撲滅することができるものと承知しております。 ○ しかしながら全事業者にビルアンドキープを強制義務化することは慎重に検討すべきものと考えます。新規参入事業者や中小事業者の設備投資や経営環境に大きな影響を及ぼす可能性があり、他の精算方式（例えばpure LRICやLRIC）等の選択肢も検討すべきと考えます。 ○ 今後、情報通信審議会に諮問されるようですが、こういった背景も十分考慮すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ ビル&キープ方式を原則化については考え方36下段のとおりですが、pure LRICをはじめとする着信接続料に対する対象規制については、過剰な規制コスト、小規模事業者における負担等に関する指摘があったことに留意する必要があります。 	<p>無</p>

・第4章 接続料等と利用者料金の関係の検証

意見	考え方	修正の有無
2. 接続料等と利用者料金の関係の検証（移動通信分野）		
<p>意見57</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移動通信分野におけるスタックテストを実施したことに感謝。 ● 総務省においては、移動通信市場の競争状況を踏まえ、課題が生じている場合はモバイルスタックテスト指針の見直し等、必要な措置を講ずることを要望。 	<p>考え方57</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されることが必要であると考えます。MNO各社の新たな料金プラン等については、その料金水準は多くのMVNOが提供する料金水準と接近するため、MNOとMVNO間のイコールフットィングの観点から、MVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ接続料等とMNOが提供するサービスの利用者料金の関係に妥当性があることが極めて重要であると考えます。この点、今般、移動通信分野におけるスタックテストを実施いただいたことは、移動通信市場の公正競争に繋がると考えますので、感謝申し上げます。 ○ 総務省殿には、移動通信市場の競争状況を踏まえ、課題が生じている場合はスタックテストの指針の見直し等、必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において、見直しを検討することが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見58</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MVNOにMNOと同等の回線品質を担保するプランが存在しない以上、接続料に問題があると考え。MNOのサービスの回線品質、価格と同等のものがMVNOから出てくるまで接続料は劇的に下げられるべき。 	<p>考え方58</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料等と利用者料金の関係の検証について、実際のMVNOの提供する回線品質と価格を鑑みるに、算定方法と検証方法に改善の余地が大幅にあると思われる。 ○ 現状、MVNOは昼間データ通信が極端に低下し、通信できなくなるというよいほどの回線品質である。問題なのはMVNOにこのような安かろう悪かろうがあることではなく、安かろう悪かろう「しか」ないということだ。 ○ 少なくともMVNOにMNO同等の回線品質を担保するプランが存在しない以上、接続料に問題があると考え。具体的には、LINEMO3GB、LINEMO20GB、ahamoやahamo大盛りといったサービスの回線品質、価格で同等のものがMVNOから出てくるまで接続料は劇的に下げられるべきだ。 また、これらのサービスは2021年に提供開始されたことから、少なくとも2年以上MVNOは不利な競争環境を強いられたといえる。接続料の算定はこの点を加味し「ゲタ」を履かせるべきだと考える。 <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 ○ なお、LINEMOミニプラン（3GB）及びahamo（20GB）については、昨年度末に行われたモバイルスタックテストの対象となっており、当該サービス等を提供する各事業者が実施した検証内容を総務省において精査し、本研究会においてその妥当性を検討した結果、当該サービス等の利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないことが確認されています。 	<p>無</p>
<p>意見59</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNOはMNPシステムを保有している等、MVNOに比べて十分かつ正確なデータを把握可能な立場にあることに鑑みると、MVNOからの検討の要望があった場合にはMNOに対しても移転状況等に係るデータの提示を求める仕組みを検討することが、公正な競争環境の確保につながる。 	<p>考え方59</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ モバイルスタックテストの指針においては、対象サービス等の選定における要件として、MVNOが具体的な課題に基づいて要望することが定められているところ、MVNOは他社サービス等への移転状況等に係るデータは、転出者に対す 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検証の対象とすべき旨の要望を寄せる際に競争事業者等が提示する「具体的 	<p>無</p>

<p>る任意のアンケート等をもとに取得しており、取得できるデータ数やデータの正確性には限界があるものと認識しております。</p> <p>○ 特に新たな料金プランが発表され、MVNOから具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、検証する合理性を本研究会にて速やかに検討することが適当とされているところ、MVNOが速やかに十分なデータを示すことができない場合は新たな料金プランに対するスタックテストが早期に実施されず、公正な競争環境へ影響を及ぼすおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ この点、MNOはMNPシステムを保有しているなど、MVNOに比べて十分かつ正確なデータを把握可能な立場にあることを鑑みると、MVNOからの検討の要望があった場合には、MNOに対しても移転状況等に係るデータの提示を求める仕組みをご検討いただくことが公正な競争環境の確保に繋がると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>な課題」については、可能な範囲で定量化されることが適当と考えます。</p> <p>○ なお、MNOがMVNOに比して料金プラン等ごとの正確なデータが把握可能であるとの御意見については、一部MNOから、MNOにおいてもシステム上詳細な移転状況が把握困難な状況であるとの説明があったと承知しています。</p>	
<p>意見60</p> <p>● 今後検証を要望する際に、より説得力のあるデータを示すことができるよう、MVNOにおいて転出する利用者へのアンケート方法等を見直すことを提起する本報告書案に賛同。</p> <p>● MVNOは検証を要望するMNOのプランについて、サンプル調査等により、自身のプランごとに、転出割合や転出数など定量的な数値を提示すべき。</p>	<p>考え方60</p>	
<p>○ 今後のMVNOによるスタックテスト検証の要望にあたり、より説得力のあるデータを示すことができるよう、MVNOにおいて転出する利用者へのアンケート方法等を見直すことを提起する、本報告書案に賛同します。</p> <p>○ モバイルスタックテストの検証単位はMNOのプラン毎であることから、MVNOは検証を要望するMNOプランについて、サンプル調査等により、自身のプラン毎に、転出割合や転出数など定量的な数値を提示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 検証の対象とすべき旨の要望を寄せる際に競争事業者等が提示する「具体的な課題」については、可能な範囲で定量化されることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見61</p> <p>● 「設備容量の上限値」、「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中度」について、ブランド・プランにかかわらず同一の値を採用することは、サブブランドや廉価プランの接続料相当額が実態と乖離する等の影響を及ぼす可能性が高い。総務省においては、検証に用いる各数値についてブランド・プラン間での差異等の状況を確認の上、公表するとともに、必要な措置等について検討することを要望。</p>	<p>考え方61</p>	
<p>○ データ接続料相当額について「設備容量の上限値」、「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中度」は、MNO3社いずれも、ブランドにかかわらず同一の値を採用していることが確認されたところ、大容量プランを中心に訴求しているMNOメインブランドと低～中容量プランを中心とするサブブランドや廉価プランでは、利用傾向に差があることが想定され、特に「最繁忙トラヒック量」や「最繁忙集中度」については、メインブランド／サブブランド・廉価プランの間で大きく異なる可能性があると考えます。</p> <p>○ この点、MNO3社全体の携帯電話契約数の内、メインブランドの割合が8割程度とサブブランド等に比して非常に大きい状況であることを踏まえると、接続料相当額の算出においてブランド・プランにかかわらず同一の値を採用することは、メインブランドの利用傾向を大きく反映した値を採用することであり、その結果、サブブランドや廉価プランの接続料相当額が実態と乖離する等の影響を及ぼす可能性が高いと考えます。</p> <p>○ 総務省殿においては、今後のモバイルスタックテストのさらなる適正性向上のために、検証に用いる各数値についてブランド・プラン間での差異等の状況を確認の上、公表いただくとともに、必要な措置等について検討いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ 今回の検証におけるMNO3社の「設備容量の上限値」、「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中度」の考え方については、本研究会において妥当性を確認したところです。</p> <p>○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において、見直しを検討することが適当と考えます。</p> <p>○ また、検証に用いた考え方や数値については、本報告書案のとおり、検証の透明性を高める観点から、MNOにおいて引き続き可能な範囲で検証内容を公表</p>	<p>無</p>

	することが適当と考えます。	
意見62 ● 引き続き可能な範囲で検証内容を公表することに賛同。 ● 更なる透明性の向上に向けて、接続会計の分離・公表を行い、検証結果のみならず算定方法や考え方等の過程について、可能な限り情報が開示されることが望ましい。	考え方62	
○ 今回の検証において、検証に用いた考え方等が一部公表されているが、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することに賛同いたします。 ○ 検証にあたっては、更なる透明性の向上に向けて、接続会計の分離・公表を行い、検証結果のみならず算定方法や考え方等の過程について、可能な限り情報開示がされることが望ましいと考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、今回検証においては、MNO3社は、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当と考えます。	無
意見63 ● 検証に用いた具体的数値及びその算出過程について、MNOから総務省へ詳細な報告を実施することに賛同。	考え方63	
○ 検証に用いた具体的数値及びその算出過程について、MNOから総務省へ詳細な報告を実施することに賛同いたします。 【日本通信株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見64 ● 容量無制限プランなど、必ずしも料金と容量の関係から比較ができないケースも存在している。検証対象サービス等の選定において、MVNO等から要望のあった場合、料金の近接の有無にかかわらず、研究会において競争影響を踏まえて対象とすべきか否かの必要性を議論する仕組みとすることが、公正競争の確保につながる。	考え方64	
○ モバイルスタックテストの指針においては、対象サービス等の選定における要件として、MVNOのサービス等と料金が近接していることが定められており、今般の検証においては、料金の容量の関係から近接の評価を実施しているが、容量無制限プランなど、必ずしも料金と容量の関係から比較ができないケースも存在しているものと認識しております。 ○ この点、現行の要件のもとでは、MVNOが当該サービス等の検証を要望した場合においても、スタックテストの対象サービス等の選定における要件を満たすことができず、スタックテストの対象とすることが実質不可能になることも想定されます。 ○ そのため、対象サービス等の選定においては、MVNO等から要望のあった場合、料金の近接の有無にかかわらず、本研究会において競争影響を踏まえて対象とすべきか否かの必要性を議論いただく仕組みとしていただくことが、公正競争の確保に繋がると考えます。 【株式会社オプテージ】	○ 頂いた御意見については、参考として承ります。 ○ なお、例えば容量無制限プランと従量制プランとを比較する場合であっても、料金の近接について競争事業者から一定の合理的な説明がなされ、かつ、具体的な課題に基づいて、要望が寄せられた場合には、本研究会において検証を行う合理性の検討を行うことは否定されないと考えます。	無
意見65 ● データ接続料相当額の算定について、MNO各社にて対象プランごとの値を採用し、総務省にて数値の適正性を確認いただくことが、検証の適正性向上及び公正な競争環境の確保に資する。 ● 設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回る設定となっているか、総務省において確認することを要望。	考え方65	
○ データ接続料相当額の算定において、今般の検証ではMNO各社は設備容量の上限値および最繁時のトラフィック量、最繁時集中度について、メインブランドやサブブランドなどブランド等に関わらず同一の値を採用し	○ 考え方61上段のとおりです。	無

<p>ていることが明らかになったところ、あらゆるプラン等において原価の大宗を占めるデータ接続料相当額の単価が同一になることは、対象プラン等の接続料と利用者料金の関係を適切に検証することができないおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ 特に、メインブランドには大容量プランや容量無制限プランなどが含まれるところ、サブブランド等の検証時に、最繁時のトラフィック量及び最繁時集中率にメインブランドも勘案した値を用いることは、実態よりもトラフィック量が大きくなり、データ接続料相当額が過少となるおそれも想定されることから、MNO各社にて対象プランごとの値を採用し、総務省にて数値の適正性を確認いただくことが、検証の適正性向上および公正な競争環境の確保に資するものと考えます。</p> <p>○ 移動通信市場における公正競争を実現するためには、MNOとMVNO間のイコールフットイングの確保が重要となるところ、MNOとMVNOの間には、急激なトラフィック変動等におけるネットワークの可用性について差が生じているのではないかと考えております。冗長設備を自由に使えるMNO各社と異なり、MVNOは契約した帯域によって制限され、その上限帯域は現在の接続料では収支上の限界が存在するため、実際にMVNOは平日昼間時間帯等の混雑時は頭打ちとなって速度が遅くなる等、MNO各社のサービスとは品質面に大きな違いが生じている状況であると考えます。</p> <p>○ そのような実態を踏まえ、計算式に用いられる設備容量の上限値については、常に設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回っていることが必要であると考えます。設備容量の上限値の定義について、MNO各社で考え方が異なる可能性はありますので、設備容量の上限値が最大占有帯域を一定程度上回る設定となっているか、総務省殿には確認いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見66</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モバイルサービスとFTTHアクセスサービスのセット割引について、検証及び検証対象の選定において考慮することに賛同。 ● ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とのセット割引についても、次回の検証対象の選定及び検証において考慮されることを要望。 	<p>考え方66</p>	
<p>○ モバイルサービスとFTTHアクセスサービスのセット割引については、モバイル市場の競争に大きな影響があることから、モバイルスタックテストにおいて、セット割を考慮することについて賛同いたします。</p> <p>○ また、検証対象の選定においても、セット割を考慮することについて賛同いたします。</p> <p>○ MNOが提供するワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）は自社のモバイルサービスとのセット割引を実施しており、モバイル市場の競争に影響があると考えておりますため、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）とモバイルサービスのセット割引についても、次回のモバイルスタックテストの検証対象の選定及び検証について考慮されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ モバイルサービスとFTTHアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、そのモバイル市場に与える影響等を踏まえて、総務省において引き続き検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見67</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 検証において固定通信サービスとのセット割引が考慮されることは重要。 ● セット割引の範囲として、FTTHアクセスサービス以外の固定通信サービスも含めて明確に定義し、セット割引相当額については実際の市場競争における効果を踏まえた算定方法について、その妥当性等を議論し、今後の検証を実施するよう要望。 ● 今後、検証対象や検証方法に関する考え方に関し指針の見直しが行われた場合は、次回の検証サービス等の検討時に前回の対象サービスを含める等、幅広い視野で検討することを要望。 	<p>考え方67</p>	
<p>○ 現状、モバイル市場においては、MNOサブブランドの料金値下げや廉価プランの登場等によりMNOとMVNOの料金水準</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>が近接し、料金面と品質面のバランス等で優位なサブブランド・廉価プランへの流出が増加する等、競争環境に影響が生じている状況と認識しております。この点、モバイルスタックテストにおいて固定通信サービスとのセット割を考慮いただくことは、MNOとMVNO間のさらなる公正競争の確保のために重要と考えます。</p> <p>○ なお、今後の検討においては、セット割引の範囲として、FTTH以外の固定通信サービス（CATV、FWA等）も含めて明確に定義いただくとともに、セット割引相当額については固定・モバイルの単に提供料金額の比率で按分するのではなく、実際の市場競争における効果（例：顧客獲得数（獲得回線数等））を踏まえた算定方法について、その妥当性等を議論いただいた上で、今後のモバイルスタックテストを実施いただくよう要望いたします。</p> <p>○ また、今後、固定通信サービスのセット割を考慮する点など、検証対象や検証方法に関する考え方に関しガイドラインの見直しが行われた場合は、次回の検証サービス等の検討時に前回の対象サービスを含めていただく等、幅広い視野で検討いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ モバイルサービスとFTTHアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、考え方66下段のとおりです。</p> <p>○ なお、モバイルスタックテストにおける、モバイルサービスとFTTHアクセスサービスとのセット割引の考慮の方法については、本研究会における議論を踏まえて、総務省において検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 本報告書案のとおり、今回検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当と考えます。</p> <p>○ ただし、検証対象や検証方法に関する考え方に関しガイドラインの見直しが行われ、その結果を踏まえMVNOから具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、本研究会において、検証を行う合理性について確認することが適当と考えます。</p>	
<p>意見68</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引を考慮する本報告書の考え方に賛同。 ● セット割引を考慮する手順として、固定通信サービスの独立販売価格とそれに紐づく移動通信サービスの独立販売価格の「総額」に基づく値引き額の按分比を算出することが適当。指針改定等の際にはその点を明確化することが必要。 ● 固定通信サービスと按分せず移動通信サービスのみでの割引額として扱うなど、実際の市場競争に与える影響等を踏まえた割引額算出の考え方について引き続き検討することを要望。 ● 電気等の非通信サービスとのセット割引を考慮することについても検討することを要望。 	<p>考え方68</p>	
<p>○ モバイルスタックテストにおいて固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引を考慮することは、公正競争の確保に繋がると考えますので、本報告書の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ 本報告書案において、セット割引を考慮する手順としては、「検証対象サービス等とそれぞれの固定通信サービスについて独立販売価格に基づく値引き額の按分比を算出する」と示されているところ、固定通信サービス1契約には複数の移動通信サービスが紐づくケースも存在しており、競争ルールの検証に関するWGの検証結果において示された、MNOは「当該値引きについては、契約における全ての履行義務に対して比例的には配分する」と定める企業会計基準に従って按分していること、およびその結果としてFTTHアクセスサービスとモバイルサービスで1:2~3という按分比になっていることとの整合性を確保するためには、固定通信サービスの独立販売価格とそれに紐づく移動通</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ モバイルスタックテストにおける、モバイルサービスとFTTHアクセスサービスとのセット割引の考慮の方法については、考え方67のとおりです。</p> <p>○ モバイルサービスとFTTHアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて</p>	<p>無</p>

<p>信サービスの独立販売価格の「総額」に基づく値引き額の按分比を算出することが適当と考えますので、モバイルスタックテストの指針改定等の際にはその点を明確化いただくことが必要と考えます。</p> <p>○ 他方、セット割引は顧客獲得に寄与する施策であるとともに、サブブランドにおいては広告や宣伝等にてセット割引後の価格を全面的に訴求している状況が散見されるところ、固定通信サービスと按分せず移動通信サービスのみの割引額として扱うなど、実際の市場競争に与える影響等を踏まえた割引額算出の考え方について引き続きご検討いただくことを要望いたします。</p> <p>○ 加えて、モバイルスタックテストにおいては、実態的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比較することが重要であると考えているため、電気等の非通信サービスとのセット割を考慮することについてもご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>考慮することについては、考え方66下段のとおりです。</p>	
<p>意見69</p> <p>● 検証対象サービスと固定通信サービスの独立販売価格に基づくセット値引き額の算出方法について、本報告書案に記載された方法は例示であり、その他合理的と認められる適切な方法・基準に基づく算出方法についても認められるものとする。</p>	<p>考え方69</p>	
<p>○ モバイルスタックテストの検証において、検証対象サービスと固定通信サービスの独立販売価格に基づくセット値引き額の按分比を算出するにあたり、例えば、顧客情報管理システム上、必要な情報が取得できない等の理由により、報告書案に記載された例示のとおり算出することが困難な場合もあることが想定されます。</p> <p>○ 報告書案に記載された割引額の算出方法については、一つの例示であり、その他合理的と認められる適切な方法・基準に基づく算出方法についても認められるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ モバイルスタックテストにおける、モバイルサービスとFTTHアクセスサービスとのセット割引の考慮の方法については、考え方67のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見70</p> <p>● MVNOがFTTHアクセスサービスとのセット割引を適用しているMNOプランを検証対象として要望する場合、MVNOのプランにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引を行っているのであれば、当該セット割引を考慮した水準でMNOプランの料金との近接を確認すべき。</p>	<p>考え方70</p>	
<p>○ MVNOがFTTHアクセスサービスとのセット割引を適用しているMNOプランを検証対象として要望する場合は、MVNOのプランにおいてもFTTHアクセスサービスとのセット割引を行っているのであれば、当該セット割引を考慮した水準でMNOプランの料金との近接を確認すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、検証対象の選定に当たって、本研究会において検証を行う合理性を確認する際に参考とすることが考えられます。</p>	<p>無</p>
<p>意見71</p> <p>● 今回の検証対象となったサービス等について、状況に大きな変化がない限り、基本的に再度の検証を行わないこととする本報告書案に賛同。</p> <p>● 今後検証の実施を検討する際は、MNOの意見も十分確認した上で、検証要否に関する合理性判断を実施することを要望。</p> <p>● 「検証に用いた具体的な数値及びその算出過程」について、今回検証より細かな粒度での提示を求める場合は、MNOの意見を十分に確認の上検討することを要望。</p>	<p>考え方71</p>	
<p>○ 今回の検証対象となったサービス等については、利用者料金が大きく低廉化したり、接続料相当額が高騰したりしない限り、今回の検証で確認された、「利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要なと考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らない状況」からの変化はないと考えられるため、基本的に再度の検証を行わないこ</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 検証対象の選定に当たって、本研究会において検証を行う合理性を確認する</p>	<p>無</p>

<p>ととする本報告書案に賛同します。</p> <p>○ また、今後臨時的検証を含め本件検証の実施を検討する際は、今回の検証と同様に研究会等の場において、MVNOだけでなく、MNOからの意見も十分確認いただいたうえで、検証要否に関する合理性判断を実施いただくことを要望します。</p> <p>○ 加えて、総務省殿に報告する「検証に用いた具体的な数値及びその算出過程」については、次回検証においても、今回検証で総務省殿に事前に確認のうえ提出した粒度を想定していますが、仮により細かな粒度での提示を求める場合は、事前に対応可否も含め、MNOの意見を十分に確認のうえ検討いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>際には、引き続き関係事業者の意見を聴取しつつ、検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 指定事業者が検証に用いた具体的な数値及びその算出過程については、少なくとも今回の検証に当たって報告のあったものと同等の、総務省においてその検証結果を確認することが可能である報告を求めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見72</p> <p>● 今回の検証対象となったサービス等については、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当とする本報告書案の考え方に賛同。</p>	<p>考え方72</p>	
<p>○ 今回の検証対象となったサービス等の価格については、価格圧搾による不当な競争を引き起こす水準ではないと認められたことから、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇等、今回の検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当であるという報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>3. 接続料と利用者料金の関係の検証（固定通信分野）</p>		
<p>意見73</p> <p>● 当社の直収電話サービスでは現在も新規獲得を継続しており、法人市場において競争状態は継続している。モバイルOAB-J IP電話は代表組や番号追加機能を有しておらず、光IP電話等も利用形態が異なることや料金が高いことから、現時点でのサービス移行は困難な状況。総務省においては、接続料を下回る料金で加入電話・光回線電話が提供されるなどによる不当な競争が生じていないか確認すべき。</p> <p>● NTT東日本・西日本においては、おとくラインの移行先となるサービスの開発期間や利用者のサービス移行期間が確保できるよう、メタルサービスの廃止時期やそれに伴うメタル回線の全面撤去時期について、今後の計画を開示し、廃止の事前に十分な時間的余裕を持って事業者周知を行うべき。メタル回線を利用した電話サービスの提供エリアの一部では光回線が未提供のエリアも存在するため、NTT東日本・西日本の接続約款の規定に基づき、遅くとも4年前までに事業者周知が行われるべき。</p>	<p>考え方73</p>	
<p>○ 第72回研究会（令和5年5月9日）で当社がご説明したとおり、当社がNTT東西殿のドライカップを利用して提供する直収電話サービスであるおとくラインについては、現在も新規獲得を継続しており、法人市場において競争状態は継続しています。</p> <p>○ また、モバイル網を用いたOAB-JIP電話は代表組や番号追加機能を有しておらず、光IP電話やクラウド電話等のサービスに関しても利用形態が異なることや料金直収電話よりも高いことから、現時点でのサービス移行は困難な状況です。</p> <p>○ そのため、総務省殿においては接続料を下回る料金で加入電話や光回線電話を提供するなどにより、不当な競争が生じていないかについて、スタックテストと併せて確認いただくべきと考えます。</p> <p>○ また、NTT東西殿のメタルサービスの廃止時期やそれに伴うメタル回線の全面撤去時期は現時点では示されていないところ、インターネットの利用を希望せず、おとくラインの現行料金水準でのサービス利用を希望する中小規模の法人顧客に対して、割高感のある光アクセスを利用した電話サービス等への移行を促すことは、料金面でも困難であるため、移行先となるサービスの開発期間や、これらのユーザのサービス移行期間が確保できるよう、メタル回線を</p>	<p>○ 総務省においては、本報告書案のとおり、「小規模な法人向けの高品質の電話単体サービス」の「需要を念頭に、ドライカップ接続料と加入電話・ISDN基本料の関係において不要な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら引き続き注視することが適当」と考えます。具体的には、接続料の改定の際、利用者料金の値下げの際、競争事業者から意見の申出等があった際等において、必要に応じて、加入電話・直収電話の加入者数の動向やドライカップ接続料と</p>	<p>無</p>

<p>使ったサービスの廃止時期等を含めた今後の計画を開示すべきであり、また廃止の事前に十分な時間的余裕を持って事業者周知が行われるべきと考えます。メタル回線を用いて電話サービスを提供しているエリアの内、一部エリアにおいては光回線が未提供のエリアも存在するため、NTT東西殿の接続約款の規定に基づき、遅くとも4年前までに事業者周知が行われるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>加入電話・ISDN基本料の関係を確認すること等を想定しますが、具体的な確認の方法については、時々状況に応じて総務省において検討することが適当と考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本はメタルサービスの提供について今後の見通しを特段示していないと承知していますが、一方、保守が困難であるなどの事由により安定的に加入電話の提供ができないおそれが生じている山間部等の地域において、メタル回線と光ファイバの双方を敷設するよりも、光ファイバのみを敷設して光IP電話サービスとブロードバンドサービスを提供した方が低廉で効率的となる場合、加入電話相当の料金で光IP電話を提供する「光回線電話」を提供する等の取組を実施していると承知しています。こうしたサービスの提供状況や接続事業者への情報提供の状況については、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために引き続き重要であり続けることを踏まえ、総務省において注視していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見74</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 提供終了が決定したサービスを除き、第一種指定電気通信設備を利用する接続事業者が存在するサービスを検証の対象とすべき。その観点から、加入電話・ISDN通話料は、着信接続料を支払う接続事業者が存在し、当該接続料水準は競争事業者の提供するサービス収支に大きな影響があることから、引き続き検証を行う必要。 ● 少なくとも、基本料だけではなく、加入電話・ISDN通話料と接続料の関係についても、不当な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視し、必要に応じて検証を実施する必要。 	<p>考え方74</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定通信分野におけるスタックテストについては、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備における競争優位性・市場支配力の観点、および旧来のネットワークに係るサービスにおける需要減少による接続料の上昇が危惧される点等を勘案し、「提供終了が決定したサービス」を除き、「第一種指定電気通信設備を利用する接続事業者が存在するサービス」については、当該検証の対象とすべきと考えます。 ○ その観点から、NTT東・西殿の加入電話・ISDN通話料については、着信接続料を支払う接続事業者が存在しており、NTT東・西殿の着信接続料水準が競争事業者の提供するサービス収支に大きな影響があることから、引き続きスタックテストの検証を行う必要があると考えます。 ○ 少なくとも、「ドライカッパ接続料と加入電話/ISDN基本料の関係」だけではなく、「加入電話/ISDN通話料と接続料の関係」についても、不当な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視し、必要に応じ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入電話・ISDN通話料については、固定電話網のIP網への移行の過程でマイラインが廃止され、通話料における競争の前提が変化することを考慮して、必要となる規制コストも勘案しつつ検討した結果、加入電話・ISDN基本料と合わせて検証対象から除外することが適当と考えるものです。 ○ ただし、総務省においては、ドライカ 	<p>無</p>

<p>て検証実施する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>ツパ接続料と加入電話・ISDN基本料の関係と同様に、NTT東日本・西日本の着信接続料と加入電話・ISDN通話料の関係についても、引き続き注視することが適当と考えます。その際、競争事業者のサービスにおいてNTT東日本・西日本に支払う着信接続料がどの程度当該サービスの収支に影響を与えているかを踏まえることが適当と考えます。</p>	
<p>意見75</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入電話・ISDN、フレッツ光ライト等の除外を適当とする本報告書案に賛同。今後も検証の必要性がなくなったサービスについては、速やかに検証対象から除外することを要望。 ● 新サービスを検証対象に追加するか否かは、市場の規模やシェア等の競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべき。今回、フレッツ光クロスのマンションタイプを検証の対象として追加することが適当とされているが、マンション市場における事業者の参入状況や当社のシェアの低下等を分析した上で、真に必要と認められる場合に限り追加すべき。 ● 規制コストの最小化の観点から、現時点において利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービスや、実際の接続事業者が存在しないサービスについて、状況の変化が見られない限りにおいては再度の検証を行わない、複数年に一度の検証とするなどの柔軟化・簡素化を検討することを要望。今後も、市場の環境変化等により意義や必要性が薄れ、あるいは役割を終えた規制は、速やかに撤廃し、又は見直すことを要望。 	<p>考え方75</p>	
<p><加入電話・ISDNについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、当社のドライカップ接続料と固定電話の利用者料金との関係が、当社とソフトバンク殿との間に不当な競争を引き起こすか否かを検証する意義は些少となっていることから、「加入電話・ISDNについては、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することが適当」とした本報告書(案)は適切であると考えます。 <p><検証対象の追加について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フレッツ光ライト及びライトプラスについて、検証対象から除外することに賛同します。今後も検証の必要性がなくなったサービスについては、速やかに検証対象から除外いただきたいと考えます。 ○ スタックテストが不当な競争を引き起こす恐れがないかを検証することを目的にしていることを踏まえれば、新サービスを検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されている市場の規模やシェアなど、競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべきと考えます。 ○ 今回、フレッツ光クロス マンションタイプについて、サービスメニューごとの検証の対象として追加することが適当とされておりますが、マンション市場における事業者の参入状況や当社シェアの低下といった競争の実態を分析をした上で、真に必要と認められる場合に限り、検証の対象に追加すべきと考えます。 <p><検証の運用に関する柔軟化・簡素化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社としては、規制コストの最小化の観点から、例えば、以下のようなサービスについて、検証の運用に関する柔軟化・簡素化を検討いただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現時点において利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービスについて、利用者料金の低廉化や接続料の上昇といったその後の状況の変化が見られない限りにおいては、再度の検証を行わない、複数 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省においては、本研究会の検証結果を速やかにスタックテスト指針等に反映することが適当と考えます。 ○ なお、検証対象となるサービスの除外の是非については、今後も個別に議論・判断をすることが適当であり、検証の運用の柔軟化・簡素化についても、本検証の趣旨・目的等を踏まえつつ、想定される規制コストの削減効果を勘案し、必要性が認められる場合には検討することが適当と考えます。今回の検証対象の除外は、本研究会第一次報告書において示した「検証対象の画定」に関する考え方を変更するものではなく、NTT東日本・西日本において、対象とする必要が認められないと考える検証対象があるのであれば、この考え方に照らして論証する必要があると考えます。 	<p>無</p>

年に一度の検証とする等。

- ・ 現時点において実際の接続事業者様が存在しないサービスについて、その後の状況の変化が見られない限りにおいては、再度の検証を行わない、複数年に一度の検証とする等。(イーサネットフレーム伝送機能は機能の提供開始当初から現在に至るまで利用実績がない)
- 今後も、市場の環境変化等によって規制の意義や必要性が薄れた、あるいは役割を終えた規制については、速やかに撤廃または見直しをしていただきたいと思います。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

・第5章 モバイル接続料の適正性向上

意見	考え方	修正の有無
全般		
<p>意見76</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案の考え方に賛同。 ● 毎年度の検証に用いられる各社の算定根拠に経営秘密が含まれることには留意が必要だが、更なる透明性・適正性の向上に向けて、検証結果のみならず算定方法や考え方等の過程について、可能な限り情報開示されることが望ましい。 	<p>考え方76</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般、総務省の検証結果を踏まえ、接続料の算定の透明性、精緻化等、適正性の更なる向上に向け、議論を行い、各検討事項において考え方が示されているところ、その考え方については賛同いたします。 ○ 毎年度の検証に用いられる各社の算定根拠に各社の経営秘密が含まれることには留意が必要ではあるが、有限希少な電波資源を寡占的に有し、高い交渉上の優位性を持つ二種指定事業者は、更なる透明性・適正性の向上に向けては、検証結果のみならず算定方法や考え方等の過程について、可能な限り情報開示がされることが望ましいと考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ モバイル接続料については、総務省においてMNO各社から届出のあった算定根拠を基に検証を行い、その検証結果に基づき本研究会において接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上に向けて提言を行うことで、検証・精緻化のサイクルを循環させていくことが望ましいと考えます。 ○ MNOにおいては、接続料の算定に係る考え方等については、可能な範囲でMVNOへの情報開示に努めることが適当と考えます。 	<p>無</p>
2. 予測値の算定方法		
<p>意見77</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案の考え方に賛同。 ● MVNOで実績値の水準を予想することができない状況に変わりはないため、MNOからMVNOに対する情報開示の更なる充実が強く望まれる。 ● 総務省において、第二種指定設備設置事業者における情報開示に係る取組について引き続き注視することを要望。 	<p>考え方77</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを具体的かつ細かな粒度で反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資すると考えますので、本報告書案で示された考え方に賛同します。この点、検証可能性の確保、総務省殿における再現を可能とする観点から、必要に応じて算定方法について精緻に聞き取ることや、差異が生じた場合の原因を確認することについても接続料の適正性向上において重要であると考えます。 ○ なお、MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できておりませんが、本研究会（第58回 2022年5月27日）でご説明差し上げた際と変わらず、一部のMVNOから、「総務省告示（平成28年第107号）に示されている具体的な算定方法（計算式等）が示されず、または示された場合であっても情報は不十分」、「現在の開示情報では、MVNO自らの努力でもって予測値の妥当性を検証するのは難しい」との声があり、その状況に目立った変化は見られないと認識しております。 ○ また、本研究会第6次報告書において「予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異」についての積極的な情 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本報告書案のとおり、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」について、MNOにおいてはより積極的な情報開示に努めるとともに、総務省において引き続きMNOの情報開示状況を確認することが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>報開示等が適当と示された一方で、現状においてもMNOによる情報開示は不十分と認識しており、予測算定時以降の状況変化が生じた場合の速やかな情報提供や、差異についての具体的な理由等の説明はなされておらず、MVNOで実績値の水準を予想することができないという状況に変わりはありませんので、MNOからMVNOに対する情報開示のさらなる充実が強く望まれます。</p> <p>○ 総務省殿においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>		
<p>意見78</p> <p>● MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異について積極的にMVNOに情報開示に努めるとともに、総務省においてMNOの情報開示状況を確認することが適当とする本報告書案の考え方に賛同。</p> <p>● 総務省においては、引き続きMNOの情報開示状況を確認し、MNOによる当該情報に係る情報開示に進展が無い場合は、より実効性が高まるよう、ガイドライン等への反映も含めてご検討することを要望。</p>	<p>考え方78</p>	
<p>○ MNOとMVNO間のイコールフットイングの確保のためには、MVNOにおける予見可能性を高めることは重要であると考えますので、MNOは予測値と実績値の差異及び予測値と予測値の差異について、積極的にMVNOに情報開示に努めるとともに、総務省殿においてMNOの情報開示状況を確認することが適当とする本報告書の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ 総務省殿においては、引き続きMNOの情報開示状況を確認いただき、MNOによる当該情報に係る情報開示に進展が無い場合は、より実効性が高まるよう、ガイドライン等への反映も含めてご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 総務省において、事業者間協議が適正に行われているか、また接続に係る情報開示等の状況について、引き続き注視していくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見79</p> <p>● 既に予測値とパラメータの関係がわかるように具体的に考え方を様式へ記載し、基礎的なものの具体的な値についても可能な限り細かな粒度で様式へ記載していることから、今後も引き続き対応する。</p>	<p>考え方79</p>	
<p>○ 当社は、既に予測値とパラメータの関係がわかるように具体的に考え方を様式へ記載しており、また、基礎的なものの具体的な値についても可能な限り細かな粒度で様式へ記載していることから、今後も引き続き対応する考えです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNOにおいては、パラメータを設定する際に用いる将来の見込みについて、具体的かつ細かな粒度で示すことにより、見込みとパラメータ設定との間の因果関係を明確化し、接続料の算定根拠として総務省に提出いただくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見80</p> <p>● 差異が発生する要因の分析を行い、一過性でないものはパラメータ設定の考え方にも既に反映していることから、今後も引き続き対応する。</p>	<p>考え方80</p>	
<p>○ 当社は、差異が発生する要因の分析を行い、一過性でないものはパラメータ設定の考え方にも既に反映していることから、今後も引き続き対応する考えです。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNOにおいては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」が発生する要因の分析及び分析結果の次期算定への反映を行うことで、予測値の算定方法の更なる精緻化に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見81</p> <p>● MVNOから特段要望がない状況においても、総務省へ提出している算定根拠と同様の内容を自発的に開</p>	<p>考え方81</p>	

<p>示しており、引き続き適切に対応する。</p>		
<p>○ 当社はMVNOから特段要望がない状況においても、総務省殿へ提出している算定根拠と同様の内容を自発的に開示しており、引き続き適切に対応する考えです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MNOにおいてはMVNOに対してより積極的な情報開示に努めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>3. 原価の適正性の確保</p>		
<p>意見82</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ステップ1における音声／データ伝送役務の費用配賦の見直しについて賛同。 ● 今後の制度化においては、新算定方式に基づくMNO各社の接続料の試算を確認し、データ接続料が大きく増加等する場合は、MVNOの予見可能性を守るべく導入時期や激変緩和措置等の対応について検討することを要望。 	<p>考え方82</p>	
<p>○ ステップ1における音声／データ伝送役務の費用配賦のうち、「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦で用いられている固定資産価額比について、音声／データ伝送役務のトラヒック比を基本として算出することは、MNO各社による恣意性が排除され、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと考えことから、見直しについて賛同いたします。</p> <p>○ ただし、見直しを行うことで、これまで不当に多くの原価を音声接続料側に寄せていたMNOにおいては、データ接続料が現状よりも上昇することが想定され、MVNOのデータ接続料負担の増加に繋がることが考えられます。MVNOは、原価の大宗をデータ接続料が占めており、MVNOの予見可能性の低下は、MVNOの事業継続性に多大な影響を及ぼすことが考えられることから、今後の制度化においては、想定される新算定方式に基づくMNO各社の接続料の試算を確認いただき、データ接続料が大きく増加するなどする場合は、MVNOの予見可能性を守るべく導入時期や激変緩和措置等の対応について検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案のとおり、原価抽出プロセスのステップ1の見直しを行う場合、MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること等の指摘については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見83</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産価額比の算出方法や、音声通信の特性を考慮する方法について、MNO3社の考え方を統一し、配賦における恣意性を排除する必要。 ● 考え方の統一に当たっては、音声へ直課する項目や、トラヒック比以外の基準によって配賦する項目・配賦基準の適正性について、詳細かつ客観的な検討が必要。なお、検証の際は、最新の会計値である令和4事業年度の接続会計の適正性を含めて検証すべき。 ● 以上について可及的速やかに検証し、令和5事業年度の接続会計からステップ1見直し後の配賦基準等を適用すべき。 	<p>考え方83</p>	
<p>○ 当社は、固定資産価額比の算出方法や、音声通信の特性を考慮する方法について、MNO3社の考え方を統一し、配賦における恣意性を排除する必要があると考えます。</p> <p>○ また、考え方の統一にあたっては、音声へ直課する項目や、トラヒック比以外の基準によって配賦する項目・配賦基準の適正性について、詳細かつ客観的な検討が必要であると考えます。なお、検証の際は、最新の会計値である2022事業年度の接続会計の適正性を含めて検証すべきと考えます。</p> <p>○ 更に、上記について可及的速やかに検証し、2023事業年度の接続会計からステップ1見直し後の配賦基準等を適用すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 接続料の適正性向上の観点からは、第二種指定設備設置事業者の固定資産価額比の算出方法や音声通信の特性を考慮する場合の考え方等については、可能な限り統一されることが望ましいと考えます。</p> <p>○ 総務省においては、各役務に直課する項目及び配賦対象となる項目の配賦基準等について、各社の考え方の詳細を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方</p>	<p>無</p>

	<p>法として最適と認められる方法について検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えます。</p>	
<p>意見84</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正な接続料に基づく公正な競争の観点から、MNOへの激変緩和措置は不要。 ● 一方、データ精算接続料が予測接続料よりも上昇する場合、MVNOの事業運営に影響を与える可能性があるため、激変緩和措置等を検討することは考えられる。 ● ビル&キープ方式の導入や非指定事業者における接続料の考え方を並行して議論・整理すべき。 	<p>考え方84</p>	
<p>○ MNOの経営に与える影響を考慮するためには、MNO各社の試算結果を共有する枠組みが必要ですが、適正な接続料に基づく公正な競争の観点から、当社は、MNOへの激変緩和措置は不要と考えます。</p> <p>○ 一方、データ精算接続料が予測接続料よりも上昇する場合、MVNOの事業運営に影響を与える可能性があるため、激変緩和措置等を検討することは考えられます。</p> <p>○ 加えて、費用配賦の見直しにより、MNOと非指定事業者との間の接続料収入差が拡大する点や将来のIP化を踏まえれば、ビル&キープ方式の導入や非指定事業者における接続料の考え方を並行して議論・整理すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ ご指摘の点については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当と考えます。</p> <p>○ ビル&キープ方式の導入等については、並行して議論・整理すべきとの御意見については、参考として承ります。</p> <p>なお、費用配賦の考え方の見直しは、モバイル接続料の適正性向上を目的としたものである一方、ビル&キープ方式の導入等については、固定通信網のIP網への移行により事業者間の関係が双務的に変化する事、現行の音声接続料の仕組みに起因する問題の発生等を背景に論点提起があったこと等を受けて議論を開始したものと承知しています。</p>	<p>無</p>
<p>意見85</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 音声/データ伝送役務で共用する設備の減価償却費及び施設保全費の配賦について、固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することは、透明性・適正性の向上につながるから望ましい。 ● データ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい。 ● モバイルスタックテストについて、仮に令和4年度の精算接続料の算出時に新たな算定方法が用いられる場合は、新たな算定方法で算出した接続料を用いた再検証の実施が望ましい。 	<p>考え方85</p>	
<p>○ 原価算定の適正性向上のため、二種指定事業者各社において原価の抽出・配賦に関する考え方や方法に一貫性が担保されていることが重要であると考えますので本報告書案に賛同いたします。</p> <p>○ この点、現在では音声/データ伝送役務で共通の設備を用いることが少なくない状況であることを踏まえる</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 原価抽出プロセスのステップ1の見直しについては、考え方82のとおりで</p>	<p>無</p>

<p>と、音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化により、透明性・適正性の向上に繋がることから望ましいと考えます。</p> <p>○ 一方、MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによって、データ接続料原価が増加し、データ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましいと考えます。</p> <p>○ また、先般MNO各社より検証結果が公表されたモバイルスタックテストについて、データ接続料相当額の算出には2022年度の予測接続料が用いられているところ、仮に2022年度の精算接続料の算出時に新たな算定方法が用いられる場合は、実質的に新たな算定方法で算出された接続料水準で市場競争が生じていることになるため、MNOとMVNO間のイコールフットィング確保というモバイルスタックテストの趣旨を鑑み、新たな算定方法で算出した接続料を用いた再検証の実施が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>す。</p> <p>○ なお、モバイルスタックテストにおけるデータ接続料相当額については、モバイルスタックテストが、MNOとMVNO間のイコールフットィングを確保する観点から実施されるものであることを踏まえるとモバイルスタックテスト指針のとおり、MVNOから検証を実施する旨の要望があった時点でMVNOがMNOに対して支払っている予測接続料を用いて算出することが適当と考えます。</p>	
<p>意見86</p> <p>● 配賦及び固定資産価額比の算出方法については、基準及びプロセスを明確化することで恣意性を排除しているが、今後総務省において各社の固定資産価額比の算出方法に関する考え方を確認する際に、事業者と相互理解を深めた上で、丁寧に議論を進めるべき。</p> <p>● 固定資産価額比の算出方法を見直す場合は、各社の考え方に違いがあったとしても、考え方に一定の合理性が確認でき、算定プロセスが明確であれば、その算定方法を変更する必要は無い。</p>	<p>考え方86</p>	
<p>○ 当社の配賦及び固定資産価額比の算出方法については、以下のとおり基準及びプロセスを明確化することで恣意性を排除しておりますが、まずは、今後総務省殿において各社の固定資産価額比の算出方法に関する考え方を確認する際に、当社の配賦の考え方も含め相互理解を深めたうえで、丁寧に議論を進めるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、モバイルネットワークの設備構成を正確に捉えたうえで、それぞれの設備の性質や設計ポリシーの実態に基づき適切に配賦していること ・ 第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第3の規定のとおり、回線数比又は取扱量比による配賦を固定資産の最小管理項目毎に精緻に実施していること ・ 当社は、接続会計の作成に際しては、算定方法の継続性および一貫性も含め、都度第三者である独立監査法人に確認を受けていること <p>○ また、固定資産価額比の算出方法を見直す場合は、本来配賦基準だけでなく、直課の考え方を含めた見直しが必要ですが、各社の資産管理方法が異なるなどの理由から、各社の考え方を統一することは実質的に困難であることに鑑みれば、各社の考え方に違いがあったとしても、考え方に一定の合理性が確認でき算定プロセスが明確であれば、その算定方法を変更する必要は無いと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 接続料の適正性向上の観点からは、各社の固定資産価額比の算出方法は可能な限り統一されることが望ましいと考えます。</p> <p>○ 本報告書案において、「固定資産価額比の算出方法について各社に詳細な考え方を聴取したところ、一部の社の採用している考え方については改善の余地があることが指摘された」ことを踏まえ、「総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当」とされているとおり、固定資産価額比の考え方については見直しを行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見87</p> <p>● 接続料への影響の試算については、固定資産価額比の算出の考え方の見直しが必要な場合に実施すべき。</p> <p>● 見直しが必要な場合、十分な移行期間を設けるとともに、激変緩和措置を採用することが不可欠。</p> <p>● 特段の環境変化が見られない中、各社間の配賦方法の相違だけをもって、既存の接続料算定（コスト配賦）の在り方についてルール変更を行うことは制度の予見性を著しく毀損するという意味で適切ではない。仮に</p>	<p>考え方87</p>	

<p>整理を図るのであれば、新たな接続形態におけるコスト配賦の在り方等に適用するルールを中心に議論すべき。</p>		
<p>○ 各社の固定資産価額比の算出の考え方については、今後総務省殿において各社の考え方を十分に確認のうえ、見直しの要否を判断するものと理解しており、試算については見直しが必要な場合に実施すべきものと考えます。</p> <p>○ また、何らかの見直しが万が一必要ということとなれば、本報告書案にも記載のとおりMN0の経営に与える影響も甚大であることや直課含む会計処理の在り方全般の見直しにも波及し、検討・対応に複数年単位の期間を要すること等に鑑み、十分な移行期間を設けていただくと共に、激変緩和措置を採用いただくことが不可欠と考えます。なお、会計の継続性や前述のとおり既存のルールに基づき現状も各社が合理的なコスト配賦をしていること等を踏まれば、特段の環境変化が見られない中、各社間の配賦方法の相違だけをもって、既存の接続料算定（コスト配賦）の在り方についてルール変更を行うことは制度の予見性を著しく毀損するという意味で適切ではないと考えます。仮に整理を図るのであれば、既存の配賦方法における各社統一化の検討ではなく、新たな接続形態（例として5Gのスライスサービス等）におけるコスト配賦の在り方等に適用するルールを中心に議論すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 固定資産価額比の算出の考え方の見直しの必要性については、考え方86のとおりです。</p> <p>○ 移行期間や激変緩和措置が必要との御意見については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当と考えます。</p> <p>○ 新たな接続形態におけるコスト配賦の在り方についての御意見は、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見88</p> <p>● 固定資産価額比の算出に当たり、トラヒック比以外の配賦基準を用いる場合を極力限定的なものとするともに、その事例についてあらかじめ例示することを要望。</p>	<p>考え方88</p>	
<p>○ ステップ1における固定資産価額比の算出にあたっては、トラヒック比による配賦を原則としつつ、例外的にトラヒック比以外の基準による配賦も認められています。トラヒック比以外の配賦基準を用いる場合を極力限定的なものとして頂くとともに、その事例について予め例示して頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、固定資産価額比については、費用の発生の様態や透明性・恣意性排除の観点から、基本的にはトラヒック比により算出することが適当と考えますが、一部の資産についてはトラヒック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があると考えます。</p> <p>○ 総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められる方法の検討を行い、その結果について、例外的にトラヒック比以外の基準によって配賦することが認められる項目等を含め、必要に応じて、ガイドライン等へ反映することを検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見89</p> <p>● データ接続料水準への影響について試算し、MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、総務省において、移行期間の設定や段階的な導入など激変緩和として必要な措置を検討することを要望。</p>	<p>考え方89</p>	
<p>○ 原価抽出プロセスにおいて、固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出するなどの見直しを行うことでデータ接続料負担の増加等の影響が懸念されるところ、事業規模の小さいMVNOにとって、見直し後のデー</p>	<p>○ 考え方82下段のとおりです。</p>	<p>無</p>

<p>タ接続料の水準によっては事業計画等に大きな影響が及ぶおそれがあるものと考えます。</p> <p>○ 総務省殿においては、データ接続料水準への影響について試算いただき、MVNOの事業運営や市場競争に及ぼす影響が大きいと考えられる場合は、移行期間の設定や段階的な導入など激変緩和として必要な措置をご検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見90</p> <p>● 固定資産価額比の算出に当たり、トラヒック比以外の基準によって配賦する項目等に関して、各事業者の意見を十分に聴取した上で、丁寧な検討を行うことを要望。</p>	<p>考え方90</p>	
<p>○ 報告書案のとおり、固定資産価額比の算出にあたっては、一律にトラヒック比を用いることは適当ではなく、トラヒック比以外の配賦基準を用いることが適当である資産、費用もあると考えます。</p> <p>○ この点、トラヒック比以外の基準によって配賦する項目等に関して、各事業者の意見を十分に聴取したうえで、丁寧な検討を行っていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 総務省においては、配賦対象となる項目の配賦基準等について、各社の考え方の詳細を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められる方法について検討を進めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見91</p> <p>● 適用スケジュールについては、MVNO、MNOそれぞれに対して与える影響がどの程度あるのか十分な試算を重ね、関係事業者の事情や意見も考慮しながら検討を行うことを要望。</p> <p>● 試算結果を踏まえて、MVNOやMNOの経営に与える影響が大きい場合には、激変緩和措置を講じることを要望。</p>	<p>考え方91</p>	
<p>○ 原価抽出プロセスのステップ1の配賦比率について、固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出するように見直す場合は、データ接続料は現状よりも高くなる一方、音声接続料は大幅に減少する可能性が高く、報告書案のとおり、MVNOのデータ接続料負担の増加、予見可能性の低下やMNOの経営に大きな影響を与えることとなります。</p> <p>○ また、配賦比率の見直しは、会計整理方法の変更を伴うことになることから、一部の事業者からも意見があったように、システム対応等について十分な準備期間を設ける必要があると考えます。この点、今年度（2023年度接続会計）は、現行の方法で既に会計整理が始まっていることも踏まえれば、2024年度以降の接続会計から適用することが現実的と考えます。</p> <p>○ これらを踏まえると、適用スケジュールについては、早期に適用することありきで検討するのではなく、MVNO、MNOそれぞれに対して与える影響がどの程度あるのか十分な試算を重ね、関係事業者の事情や意見も考慮しながら検討を行っていただくよう要望いたします。</p> <p>○ 加えて、試算結果を踏まえて、MVNOやMNOの経営に与える影響が大きい場合には、激変緩和措置を講じていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上を通じて公正競争環境を確保する観点からは、見直しについては、可能な範囲で速やかに適用されることが適当と考えます。</p> <p>○ 激変緩和措置に係る御意見については、見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見92</p> <p>● 配賦とした場合の配賦比率の算出方法については既に様式の備考欄へ全て記載していることから、引き続き適切に対応する。</p>	<p>考え方92</p>	

<p>○ 当社は、配賦とした場合の配賦比率の算出方法については既に様式の備考欄へ全て記載していることから、引き続き適切に対応する考えです。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ ステップ2・3における配賦・抽出の考え方については、一貫性があることを担保するために、MNOにおいて接続料の算定根拠として総務省に提出いただくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>4. 利潤の適正性向上</p>		
<p>意見93</p> <p>● 3. 原価の適正性の確保 ③ 考え方<ステップ1における現行の考え方>への意見として述べたとおり、丁寧に議論することを要望。</p>	<p>考え方93</p>	
<p>○ 本報告書案 第5章 モバイル接続料の適正性向上 3. 原価の適正性の確保 ③ 考え方<ステップ1における現行の考え方>への意見として述べたとおり、丁寧に議論いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、正味固定資産価額については、原価算出におけるステップ1に用いる固定資産価額比の算出方法と同様の考え方に基づいて算出されることが適当と考えます。</p> <p>○ 考え方86のとおり、原価算出におけるステップ1に用いる固定資産価額比の算出方法の考え方については、「総務省においては、各社の考え方を十分に確認の上、固定資産価額比の算出方法として最適と認められた方法に基づく算出を各社に求めることが適当」と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>5. 需要の適正性の確保</p>		
<p>意見94</p> <p>● 「MVNOによる冗長設備の利用可能性」について設備運用方針に追記することが適当とする本報告書案に賛同。</p> <p>● 需要・設備容量の関係性について、今後も継続的に検証することを要望。</p> <p>● MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今後、特に重点的に検証することを要望。</p>	<p>考え方94</p>	
<p>○ 「MVNOによる冗長設備の利用可能性」に関し、令和5年度以降にMNOより提出される設備運用方針に追記することが適当とお示しいただいたことは、MNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフットingの確保に資すると考えることから本報告書案に賛同いたします。</p> <p>○ なお、設備の余剰については、2013年の「モバイル接続料の算定に関する研究会」報告書でも示されたように、①ネットワークの統計多重効果やモビリティといった移動通信ネットワークの特性に起因したもの、②輻輳対策や物理的・経済的な最低設置単位に起因したもの、③将来の需要増に対応するための在庫、に分類可能であり、①、②についてはMVNOが負担する合理性が認められますが、③については、明らかに能率的でない設備投資などが含まれる可能性が考えられ、そういった設備に対してはMVNOが負担する合理的理由はありません。</p> <p>○ 前提として、MNOにおいて、能率的な経営が行われているか、即ち、MNOにおけるネットワークのデータ伝送容量（キャパシティ）が需要に対し過大なものとなっていないかという点が重要であり、先般の検証結果として「現時点では問題は存在しない」との評価がなされたものの、5G（SA方式）時代には通信の更なる大容量化・高速化により需要および設備容量も大幅に増加することが想定されます。この点、需要・設備容量の関係性については、今後も継続的に</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 本報告書案のとおり、「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」等については今後も引き続き確認を行い、他社に比べて著しく設備容量が過大であるとみなされる事業者が現れた場合には、総務省において設備容量の設定方法について確認するなどの措置を講じることが適当と考えます。</p> <p>○ 来年度以降の設備運用方針に追記される、「MVNOによる冗長設備の利用可能性」については、総務省において考</p>	<p>無</p>

<p>検証いただくことを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究会第6次報告書では、MNOの設備運用方針等により一定の冗長系の設備を需要から除いていることが明らかになった一方で、MVNOについてはPOIを冗長化する際に、冗長系に係る接続料の支払いが必要となることから、冗長構成について平仄を合わせた考え方を採用することが、イコールフットィングの確保には極めて重要であると考えます。 ○ この点、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性等について、今後、特に重点的に検証いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>え方を確認することが適当と考えます。</p>	
<p>意見95</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「MVNOによる冗長設備の利用可能性」について設備運用方針に追記することが適当とする本報告書案の考え方に賛同。 ● 総務省において、MVNOによる冗長設備の利用可能性が合理的なものか確認し、課題がある場合は必要な措置を講ずることを要望。 ● MNOとMVNO間での冗長設備の利用に関する考え方やMVNOの接続料による費用負担の考え方などを重点的に検証・確認することを要望。 	<p>考え方95</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「MVNOによる冗長設備の利用可能性」について、MNOが令和5年度以降に提出する設備運用方針に追記することが適当とする本報告書の考え方に賛同いたします。 ○ この点、MVNOは回線容量に応じた接続料がサービス原価の大半を占めているところ、MNOとMVNO間で冗長設備に対する認識に相違がある場合は、MNOとMVNOとの間でイコールフットィングが確保できないおそれがあると考えますので、総務省殿においては、MVNOによる冗長設備の利用可能性が合理的なものか確認いただき、課題がある場合は必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 ○ また、MNO各社とも一定の冗長分を除いて需要が算定されているところ、MVNOがPOIを冗長化するに当たっては、冗長系に係る接続料の支払いが必要となるため、イコールフットィングの確保の観点から、POI契約の制約を踏まえた、MNOとMVNO間での冗長設備の利用に関する考え方やMVNOの接続料による費用負担の考え方などを重点的に検証・確認いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 来年度以降の設備運用方針に追記される「MVNOによる冗長設備の利用可能性」については、考え方94下段のとおりです。 	<p>無</p>
<p>意見96</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 設備の運用方針に関する情報には機微な情報が含まれることから、追記すべき事項については慎重に検討すべき。 ● 現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、接続料における需要の適正性は確保される。 ● 設備容量については、各社の投資を単純に比較して、過大や過少といった評価ができるものではない。また、MVNOはMNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえて利用するネットワークを選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争に委ねるべき。 	<p>考え方96</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 設備の運用方針に関する情報には機微な情報が含まれることから、追記すべき事項については慎重に検討すべきと考えます。 ○ 「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラヒックの関係」については、接続料における需要観点としては、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインにおいても、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」と定義づけられており、現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、需要の適正性は確保されるも 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、設備運用方針に追記すべき事項については引き続き議論を継続することが適当と考えます。 ○ 設備運用方針については、引き続きMNO各社に報告いただき、総務省においてその一貫性を含め恣意的な運用がな 	<p>無</p>

のと考えます。

- 上記に加え、設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を単純に比較して、過大や過少といった評価ができるものではないと考えます。また、MVNOは利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、伝送容量の設定については競争に委ねるべきと考えます。

【ソフトバンク株式会社】

されていないことを確認するとともに、他事業者に比べて著しく設備容量が過大であるとみなされる事業者が現れた場合には、設備容量の設定方法について確認するなどの措置を講ずることが適当と考えます。

・第6章 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放

意見	考え方	修正の有無
3. 考え方		
<p>意見97</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案の考え方に賛同。 ● 総務省においては、MNOによる5G（SA方式）に係る機能開放に向けたMNOとMVNO間の協議状況や国際標準化の動向を注視しつつ、協議推進に向けた取組を検討することを要望。 	考え方97	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 移動通信市場において継続的に多様なサービスが生みだされ、Society5.0の基盤となる5GやBeyond5Gの発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数のMNOが設備を保有する構造が避けられない中、多数のMVNOが事業参入できるように、「設備を保有するMNO」と「保有しないMVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットィングの確保が必要不可欠であると考えことから、本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ なお、昨年以降、MNO各社より5G（SA方式）を用いた商用サービスの提供が順次開始されている一方で、本年2月に当委員会所属のMVNO向けの「5G（SA方式）導入に関するアンケート」の結果では、複数社から「MNOとの協議において課題や問題がある」との声が挙がっており、その中でも「MVNO側への情報提供が少ない」、「国際標準化の遅延を理由に協議が停滞している」等の意見が散見される状況となっており、MVNOによる5G（SA方式）サービスの実現に向けた協議が順調に進展しているとは言い難い状況であると認識しております。このため、今後の協議状況によっては、MVNO各社の5G（SA方式）導入に向けた検討や設備構築等に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、MVNOによる5G（SA方式）サービスの開始時期が大きく遅延する可能性があるかと危惧しております。 ○ この点、MNOとMVNOに差が生じた状態で5G（SA方式）を用いたサービスが提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいてはMVNO振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0の実現をも阻害することになると考えるため、総務省においてはMNOによる5G（SA方式）に係る機能開放に向けたMNO-MVNO間の協議状況や国際標準化の動向を注視いただきつつ、MNOをはじめとした国際標準化策定の関係者に対し、5G（SA方式）に係る機能開放に関する検討状況や実現見込み時期等についてヒアリングいただく等、協議推進に向けた取組を検討いただくようお願い申し上げます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 5G（SA方式）のサービス提供においてMNOとMVNO間のイコールフットィングを確保する観点から、総務省において、事業者間協議の状況等を引き続き注視していくことが適当と考えます。 	無
<p>意見98</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省において、5G（SA方式）に係るMNOとMVNO間の協議状況を注視するとともに、国際標準化活動の状況把握などの取組を検討することを要望。 ● MVNOに対する5G（SA方式）の機能開放に係る取組促進等について、周波数割当ての際の審査における重点評価項目等に設定することも有効。 	考え方98	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）の特長を活かした多種で高度なサービスを用いてMNOとMVNOが互いに競争することが、利用者利便の更なる向上やSociety5.0の早期実現につながるものと考えるところ、5G（SA方式）により飛躍的に強化・高度化されるネットワークの機能を、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度でもってMVNOが扱えるようになることは、公正な競争環境の確保には重要であると考えます。 ○ この点、現状においてMNOが5G（SA方式）での商用サービスを開始し始めている中、L2接続相当は国際標準 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）のサービス提供においてMNOとMVNO間のイコールフットィングを確保する観点から、総務省において、事業者間協議の状況等を引き続き注視していくことが適当と考えま 	無

<p>化の遅延等の理由により、MVNOへの5G（SA方式）機能提供が実現されておらず、この状況が長期化すれば、MVNOによる5G（SA方式）のサービスの開始時期が後ろ倒しとなり、利用者利便の向上やSociety5.0の実現を阻害する可能性があると考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省殿においては、5G（SA方式）に係るMNOとMVNO間の協議状況を注視いただくとともに、国際標準化活動の状況把握などの取組みをご検討いただくことを要望いたします。 ○ 加えて、既に提供が開始されているL3接続相当（サービス卸）以外の5G（SA方式）の機能開放については、MNOにとっては積極的に取り組むインセンティブが働きにくいものと想定されますが、MVNOの利用を促進することは、国民の財産である周波数のより多様な利用を促進するものであり、また利用者利便に資する取り組みであると考えますので、MVNOに対する5G（SA方式）の機能開放に係る取り組み促進等について、電波割当ての際の審査における重点評価項目等に設定されることも有効であると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>す。</p>	
<p>意見99</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 総務省において、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、スライシングやMECに係る協議状況についても注視し、課題が見受けられる場合は、必要な施策等を検討することを要望。 	<p>考え方99</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）の特長を最大限活かすためには、スライシングやMECなどの機能を利用できることが重要になるところ、MVNOがMNOと同時期に同等の自由度を持ってサービスを開始するためには、L2接続相当の実現に加えて、スライシングやMECに係る機能開放も同時期に実現されることが必要になると考えます。 ○ この点、スライシングやMECについては、現状、MNOも自社商用サービスへの本格導入がなされていないことを理由に協議が進展していない状況と認識しておりますが、L2接続相当に係る協議と並行し、可能な限りスライシングやMECの機能開放に係る協議も進めていただくことが求められます。 ○ 総務省殿においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点からスライシングやMECに係る協議状況についても注視いただき、協議が進展しないなどの課題が見受けられる場合は、必要な施策等をご検討いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スライシング及びMECを含め、5G（SA方式）に係る事業者間協議状況について、総務省において引き続き注視していくことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見100</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際ローミングの標準化の遅れやMNOによる情報提供不足等のMVNOが認識されている課題について、標準仕様が定まった部分を先行して協議を進めるなど、効率的かつ積極的な協議の進捗に努める。 ● 引き続き、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていく。 	<p>考え方100</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は、国際ローミング標準化の遅れやMNOによる情報提供不足等のMVNOが認識されている課題について、標準仕様が定まった部分を先行して協議を進めるなど、効率的且つ積極的な協議の進捗に努める考えです。 ○ 引き続き、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化した上で、MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていく考えです。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ MNOにおいては、5G（SA方式）及びIMS接続等に関して、国際標準化動向等も踏まえ、MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要と考えます。 ○ なお、本報告書案のとおり、MVNOからはMNOによる情報提供が不十分である点や協議が進まない点等が引き続き指摘されていることを踏まえ、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点か 	<p>無</p>

	ら、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当と考えます。	
<p>意見101</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当社はこれまでもMVNOに対して国際標準化の動向や当社の準備状況等に関し適宜情報提供するとともに協議を通じてMVNOの要望や実現方法の確認等を行っており、今後も引き続き真摯に対応する。 ● ④フルVMNO（RANシェアリング）については、様々な課題解決を図る必要がある。 ● IMS接続についてもMVNOとの協議を実施しており、今後も引き続き真摯に対応する。 	考え方101	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまでもMVNOに対して国際標準化の動向や当社の準備状況等に関し適宜情報提供するとともに協議を通じてMVNOの要望や実現方法の確認等を行っており、今後も引き続き真摯に対応する考えです。 ○ なお、④フルVMNO（RANシェアリング）については、事業者間での無線リソースの制御方法、トラフィック制御など広範な検討・整理に加え、国際標準化も必要であることから、まずはそれらの課題解決を図る必要があると考えます。 ○ また、IMS接続についてもMVNOとの協議を実施しており、今後も引き続き真摯に対応する考えです。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	○ 考え方100のとおりです。	無

・第7章 固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法

意見	考え方	修正の有無
全般		
<p>意見102</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 永らく検討されてこなかったβ値の見直しを含めた議論が行われたことは、加入光ファイバ接続料の報酬適正化のために意義のあるものであったが、令和5年度の加入光ファイバ接続料は大幅に上昇しており、接続事業者の事業計画に影響が生じる事態になっている。 ● 今後も、競争環境においては1ユーザあたり接続料が低廉であることが重要であり、接続料の算定方法、収容率の向上に向けた課題等について議論を行うべき。さらに、光ファイバ以外の設備の耐用年数の見直しや、過去に結論が出ていない論点の議論を再開するなど、本研究会で継続して積極的に議論すべき。 	<p>考え方102</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定方法については、今後も必要に応じて適切な議論を深めていくことが重要です。その中で、永らく検討が行われてこなかったβ値の見直しを含めた議論が行われたことは、加入光ファイバ接続料の3割を占める報酬額の水準を適正なものにするために意義のあるものであったと考えます。 ○ しかし、NTT東西殿により本年5月に認可申請が行われた令和5年度の接続料については、前年度までの水準から大きく上昇するものであり、接続事業者にとっては令和5年度及びその後の中期事業計画に影響が生じる事態となっております。 ○ 今後も後発事業者のエリア拡大などにより新たな競争環境を生みだし続ける為には、ユーザー当たりの接続料が低廉である事が重要であり、そのためには接続料の算出ロジックやパラメーターの設定値の取り方を時代に合わせて見直す事や、光配線区画に於ける収容率の向上に向けた課題の潰し込みを行う事等について、議論を行うべきであると考えます。 ○ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等）について」のパブリックコメントでも、接続事業者から議論が必要との意見が出ておりますが、光ファイバの耐用年数の更なる見直しに加え、光ファイバ以外の電柱・土木設備などの耐用年数の見直しや、過去に議論をして結論が出ていない論点についても、改めて状況の変化を確認した場合には議論を再開する等、本研究会では継続して接続料の水準について積極的に議論をしていく事が適当であると考えます。 <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、加入光ファイバとの接続によるF T T Hアクセスサービスの提供については、サービスの向上や多様化につながりやすい提供形態として、今後も多様な事業者によって広く活用されることが期待されています。このため、加入光ファイバ接続料を接続事業者にとって利用しやすいものとするため、適正な接続料の算定方法等については、今後も必要に応じて議論を深めていくことが適当と考えます。 ○ 本研究会において検討を行う際には、第二次報告書において述べたように、事業者及び事業者団体から意見を開陳する公の場を設定し、それら意見について異なる立場の事業者等からの反論を可能とし、さらに有識者による検討が加えられるという過程を繰り返し実施することにより、接続制度等に係る課題の迅速・継続的な対応を図ることが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見103</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 報酬額の算定方法に関する議論について、第一種・第二種いずれの指定設備設置事業者においても実績値が採用されている自己資本比率の扱いも含める形で継続することを要望。 	<p>考え方103</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書（案）において、レートベースの算定方法の適正性の確保に触れつつ、β値の適正性及び平均自己資本比率の算定方法の適正性に関するこれまでの議論の結果がまとめられていますが、報酬額の算定方法に関する議論について、第一種・第二種いずれの指定設備設置事業者においても実績値が採用されている自己資本比率の扱いも含める形で継続して頂くことを要望します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件は、固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法について検討を行ったものです。 ○ 頂いた御意見については、参考として 	

【楽天モバイル株式会社】	承ります。	
3. 考え方		
<p>意見104</p> <ul style="list-style-type: none"> ● β 値の見直しについて、NTT東日本・西日本はこの値を採用した根拠を説明すべき。 ● むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられるため、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ 値よりも低い値を採用すべき。また、FTTHアクセスサービスが既に安定的な投資回収時期に入っており投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられ、英国の事例を踏まえても、NTT持株会社のβ 値よりも低い値が採用されることが妥当。 ● なお、本見直しについては、実際費用方式及び長期増分費用方式による接続料の算定においても、次年度の申請や乖離額調整時に見直すべき。 ● また、未利用芯線の扱い、資本構成比について貸借対照表上の簿価から直接算出した値を用いること、自己資本比率について固定値や上限を設けること等の論点も含め、報酬の在り方について本研究会で包括的に議論すべき。 	<p>考え方104</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己資本利益率の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ 値については、第71回研究会（令和5年4月18日）で示された、少なくとも日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT持株会社殿」という。）のβ 値を上回ることではないことを念頭に従来の0.6から0.566に見直しが行われましたが、この値を採用することとした明確な根拠が示されていないため、NTT東西殿においては、この値を採用した根拠を説明すべきと考えます。 ○ 一般的に先行投資または固定費が占める割合が高いとより高い営業レバレッジが得られる一方、事業リスクに晒される可能性も高くなると考えられますが、固定通信事業における光ファイバ等のアクセスインフラ設備は一度敷設すれば約30年間継続利用ができるのに対し、モバイル事業は10年周期で新たな規格に対応した基地局を再構築する必要があり継続的に多額の投資が発生することや、モバイル事業における競争環境も激しいことから、むしろモバイル事業は固定通信事業よりも事業リスクは高いと考えられるため、固定通信事業におけるCAPM的手法におけるβ 値については、少なくとも移動通信事業の接続料算定に用いられるβ 値よりも低い値を採用すべきと考えます。 ○ また、以下の観点でも固定通信事業リスクは低いと考えられるため、NTT持株会社殿のβ 値よりも低い値が採用されることが妥当であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ FTTHサービスの契約数は2022年度第4四半期時点で3,807万契約（うちNTT東西殿の契約数は約2,356万契約）*1に上り、既に安定的な投資回収時期に入っていること。また、今回の将来原価の申請におけるNTT東西殿の需要予測においても総芯線数の増加は継続していることから、投資回収におけるリスクは極めて低いと考えられること。 ・ 第70回研究会（令和5年3月30日）の議論を踏まえた当社への追加質問及び回答の中でも記載したとおり、海外事例として、英国のOffice of CommunicationsではBritish Telecommunications plc（以下、「BT社」といいます。）のβ について、各サービスのリスクに応じた設定をしていますが、市場に広く普及しているサービス（Openreach）に関しては、需要リスク、営業レバレッジの観点から、最も低いリスクに分類されています。VodafoneやTalkTalkなどの移動通信事業者を含む英国通信プロバイダーはBT社のアクセスインフラを利用してサービスを提供していることから、需要リスクを抱えているため、BT社における最もリスクが低いOpenreachのβ は英国通信プロバイダーの適用β よりも低い値となり、また平均的な欧州の通信事業者の適用β を上回る可能性は低いことから、BT社全体のβ 値やVodafoneやTalkTalk等の移動通信事業者のβ よりも低い値としています*2。日本市場における、メタルや光をアクセス設備として利用する各種サービス（後者はFTTHのみならずモバイルサービスを含む）は市場に広く普及しているサービスであり、BT社における最もリスクが低い分類（Openreach）に該当すると考えられることから、NTT持株会社殿のβ よりも低い値になると考えます。 ○ 以上より、固定通信事業の算定で用いられるCAPM的手法におけるβ 値については、NTT持株会社殿のβ 値よりも低 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等においてNTT東日本・西日本の採用した値の根拠については、同申請について情報通信行政・郵政行政審議会が行った意見募集においてNTT東日本・西日本から再意見において説明があり、同審議会より「不適當ではない」との考え方（答申考え方9）が示されていると承知しています。 ○ 事業リスク等に関する御意見については、本報告書案のとおり「NTT持株のβ 値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきかについては、（…）直ちに結論を得ることができない」と考えますが、この点について新たな考え方が示された際には、必要に応じ見直しの検討を行うことが適当と考えます。 ○ 報酬額の動向が加入光ファイバ接続料に大きな影響を与えることを踏まえると、資本調達の実態を適切に反映する観点から、今後も報酬率の推移について注視するとともに、報酬額の算定方法について必要に応じ見直しを検討していくことが適当と考えます。報酬の算定方法に係る個別の論点に関する御意見については、本研究会等における今後の検討の参考とします。 	<p>無</p>

<p>く、かつ移動通信事業の接続料算定に用いられるβ値よりも低い値を採用すべきと考えます。</p> <p>○ なお、第71回研究会（令和5年4月18日）での整理内容を踏まえた自己資本利益率の見直しについては、実際費用方式および長期増分費用方式による接続料の算定においても、次年度の申請や乖離額調整時に、CAPM的手法のβ値を含む自己資本利益率の算定方法について、将来原価方式の算定と同様に見直すべきと考えます。</p> <p>○ また、令和5年度加入光ファイバ接続料の認可申請において原価に占める報酬額の割合は、NTT東日本殿は34.2%、NTT西日本殿は28.2%と約3割を占めており、NTT東日本殿は101億円、NTT西日本殿が69億円、2022年度から増加しており、接続料上昇の主要因となっています。</p> <p>○ こうした状況に鑑みれば、例えば令和4年度接続料改定等に関する意見募集において当社が意見した以下のような論点も含め、様々な視点から改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <p>① 光ケーブルの未利用芯線情報が蓄積されつつあることを踏まえた、接続料算定における未利用芯線の扱いについての具体的な検討</p> <p>② 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等-」において、KDDI株式会社殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成28年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成28年3月31日）において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること</p> <p>③ 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項）、ガス業界では35%（一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表）と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は75.3%、NTT西日本殿における自己資本比率は51.8%と他業界に比し著しく高い状況にあり、結果として報酬高止まりの主要因となっていることから、例えば固定値や上限を設けることについての検討</p> <p>*1 総務省 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（令和4年度第4四半期（3月末））の数字を参照 *2 Office of Communications の以下文書を参照 Promoting investment and competition in fibre networks: Wholesale Fixed Telecoms Market Review 2021-26 Annexes 1-26 A21. Cost of capital for the relevant services</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見105</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他産業における主要企業の平均自己資本利益率の算定方法について、本報告書案に賛同。 ● β値の適正性を含めて、報酬の算定方法に関しては今後も継続的に議論を深めていくことが必要。 	<p>考え方105</p>	
<p>○ 光ファイバは、今後の経済社会や国民生活にとって重要な5GやFTTH等のブロードバンドサービスを支える必要不可欠なインフラであり、ボトルネック設備であるNTT東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっています。</p> <p>○ そうした中、接続事業者による加入光ファイバの更なる利用を促進するためには、加入光ファイバの接続料水準の予見可能性の向上と低廉化を図ることが重要だと考えます。</p> <p>○ 一方で、NTT東・西殿の加入光ファイバの接続料は、その原価のうち報酬額が約3割を占め、報酬額の動向が接続料水準に大きな影響を与えている状況です。</p> <p>○ このため、第一種指定電気通信設備の接続料の報酬額の算定に関し、「他産業における主要企業の平均自己資本利益率」の算定方法として、長期安定的な長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムを採用することが適当とされたことは、報酬額の短期的な変動によって生じる接続事業者の事業の予見可能性への悪影響を抑制する効果が期待できることから、報告書案で取り纏められた考え方に賛同いたします。</p> <p>○ また、報酬額の多寡が依然として加入光ファイバの接続料水準に大きな影響を与えていることを踏まえれば、加入</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>光ファイバ接続料の更なる低廉化に向けて、今回、NTT持株のβ値からどのように第一種指定電気通信設備の管理・運営に係る事業のリスクを抽出すべきか等について結論を得ることができなかったβ値の適正性を含めて、報酬額の算定方法に関しては、今後も継続的に議論を深めていくことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見106</p> <p>● 自己資本比率に関する見直しを含め、報酬額の算定に関する検討課題について検討を継続すべき。</p>	<p>考え方106</p>	
<p>○ 接続料原価に占める報酬額の比率が高まる傾向にあり、今後も、自己資本比率に関する見直しを含め、報酬額の算定に関する検討課題について、接続料の適正化に資する検討を継続するべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>○ 考え方104下段のとおりです。</p>	<p>無</p>
<p>意見107</p> <p>● β値は長期安定的なものとする事で接続事業者の予見性が高まり、サービスの安定的提供に資するものと考えられるため、本報告書案のβ値の維持に関する考え方に賛同。主要企業の自己資本利益率の算定方法に関する考え方にも賛同。</p> <p>● 将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の算定等において既に本研究会の論点整理を踏まえた算定方法を採用しており、実績原価方式や長期増分費用方式による令和6年度接続料の算定においても同様に見直す考え。</p>	<p>考え方107</p>	
<p>○ β値については、長期安定的なものにすることで、接続事業者様における将来の接続料に関する予見性も高まり、接続事業者様にとってもサービスの安定的提供に資するものと考えられるため、本報告書(案)において「今回得られた再算定結果については、固定通信事業をめぐる特段の状況変化が認められ、又は第一種指定設備の管理・運営に係る事業のリスクの評価について新たな考え方が示されるまでの間は、維持することが適当である」とされた点について賛同します。</p> <p>○ また、主要企業の平均自己資本利益率の算定方法については、固定通信の設備投資は長期間で回収するものであることから、設備投資の資金調達に係る資本コストも長期安定的なものにすべきと考えるため、本報告書(案)において「長期安定的な指標として、長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム（イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Report）を採用することが適当」とされた点について賛同します。これにより接続料原価に含まれる資本コストの安定化に繋がり、接続事業者様の予見性向上にも資するものと考えます。</p> <p>○ なお、2023年度以降に適用する将来原価方式に基づく接続料の改定に係る接続約款変更認可申請にあたっては、第71回研究会で示された論点整理の内容を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ β値については、コロナ禍やウクライナ情勢といった特殊要因による影響を可能な限り除外できるよう、一定期間のトレンドを加味し、直近3期分のNTT持株β値の中央値である「0.566」を、 ・ 主要企業の平均自己資本利益率については、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportを、 <p>それぞれ採用しており、実績原価方式や長期増分費用方式による接続料についても、今後認可申請を行う2024年度接続料の算定において、将来原価方式の報酬の算定と同様に算定方法を見直す考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 今後申請される接続料の改定等においては当然に、今般の本研究会の結論を反映することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

・第8章 加入光ファイバの残置回線に係る接続料の算定方法

意見	考え方	修正の有無
<p>3. 考え方</p>		
<p>意見108</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分岐端末回線については、本報告書案のとおり網使用料化することが適当。今後、総務省において残置・再利用の状況について注視していくことが適当とする本報告書案の考え方に賛同。なお、設備の利用実態や効率化の状況等も踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の在り方を含め、見直しを検討することが適当。 ● 引込線設備の効率化・利用者の利便性向上を進めるためには、引込線転用の促進を図ることが必要。引込線転用スキームに参画する事業者数や利用件数を増やし、多くの設備形態が転用の対象となることが重要であることから、NTT東日本・西日本においては、当該スキームに関する光コラボ事業者との協議にあたり、インセンティブ設計等の観点も含め配意すること、キャビネット渡しとコンセント渡しの間における転用工事についても、早期実現に向けて関係事業者と検討を進めることが必要。総務省においては、本スキームの運用状況を特に確認し、必要に応じて制度的措置を検討することが必要。 	<p>考え方108</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ シェアドアクセス方式の分岐端末回線においては、「特殊な状況」は既に解消しているため、報告書案のとおり、基本的な接続機能の原則どおり、網使用料化することが適当と考えます。また、残置回線が加入光ファイバ接続料のコスト全体に与える影響が大きいことも踏まえ、今後、総務省殿において、分岐端末回線における残置・再利用の状況について注視していくことが適当であるという報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ なお、設備の利用実態や効率化の状況等を踏まえ、既存残置回線に係る接続料の算定方法の在り方を含め、見直しを検討することが適当であると考えます。 ○ また、引込線設備の効率化、および利用者の利便性向上を進めるには、引込線転用の促進を図ることが必要です。そのためには、引込線転用スキームに参画する事業者数や利用件数を増やすこと、より多くの設備形態が引込線転用の対象となることが重要であることから、 <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西殿においては、光コラボ事業者との本スキーム導入に係る協議を進めるにあたり、十分に活用されるためのインセンティブ設計等の観点も含め、配意すること ・ キャビネット渡しとコンセント渡しの間における転用工事についても、早期実現に向けて、NTT東西殿と関係事業者間にて検討を進めることが必要と考えます。 ○ 総務省殿においては、上記観点を踏まえ、本スキームの運用状況を特に確認し、必要に応じて制度的措置を検討することが必要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 総務省においては、残置回線に係るルールが引込線全体の効率性を阻害していないか等について特に確認していき、必要に応じて見直しを検討することが適当ですが、その検討において既存残置回線に係る本章の検討結果に係る状況変化が見られた場合には、既存残置回線の取扱いも含めて見直しを検討することが適当と考えます。 ○ 引込線転用スキームの活用については「競争ルールの検証に関するWG」での議論も踏まえ、今後NTT東日本・西日本及び関係事業者において必要な整理を進めていくものと承知していますが、総務省においてはその状況を引き続き注視し、接続ルールの観点から検討が必要な事項がある場合には、必要に応じ本研究会においても検討を行うことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見109</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 制度変更・運用変更に伴うNTT東日本・西日本のシステム開発・改修については、その費用の適正性・透明性の確保が必要。NTT東日本・西日本においては、今後も費用の削減・効率化等について対応するとともに、透明性確保の観点から、調達条件等の情報を開示する等、費用の合理性について十分に説明することが必要であり、その適正性については、総務省においても検証する必要。 	<p>考え方109</p>	

<p>○ 制度変更・運用変更の際に、NTT東・西殿にて実施されるシステム開発・改修については、発生する費用が接続料原価に算入されることから、その適正性・透明性の確保が必要であると考えます。</p> <p>○ したがって、NTT東・西殿においては、今後も費用の削減・効率化等について対応いただくとともに、透明性確保の観点から、調達条件等のシステム開発・改修に関する情報を開示いただく等、接続事業者に対して費用の合理性について十分に説明することが必要であり、その適正性については、総務省殿においても検証をいただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本の行うシステム改修の経費のうち、接続料の原価となるものに関しては、能率的な経営の下における適正な原価と捉えられるものであることが必要であり、その適正性の確保の在り方等について、今後、必要に応じ検討を深めていくことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見110</p> <p>● 既存残置回線と新規残置回線の2段階での検討を行う方向で整理されたことに賛同するが、NTT東日本・西日本によるシステム改修が必要とされているところ、提示されるシステム改修費用が適切な金額であるか接続事業者が確認する手段がない。本件に限らず、今後はシステム改修費の低減に向けた取組や、調達条件の公開等の透明性の確保が行われるべき。</p> <p>● 現状の残置回線の維持管理費についても費用構造を明らかにした上で、適切なものとなっているか等の検証が必要。</p>	<p>考え方110</p>	
<p>○ シェアドアクセスの分岐端末回線についての「特殊な状況にある」との整理を変更する際に、既に膨大な残置回線が各社それぞれの水準で蓄積されていることが判明したため、既存残置回線と新規残置回線の2段階での検討を行う方向で考え方が整理されたことに賛同いたします。</p> <p>○ しかしながら、新規残置回線のコストのみを網使用料化することを実現するにはNTT東西殿のシステム改修が必要とされています。接続事業者が利用するシステムの改修の内容や費用については、定期的にNTT東西殿から接続事業者向けに説明会が行われていますが、提示されるシステム改修費用が適正な金額であるかについては、接続事業者側で確認する手段がありません。本件に限らず、今後はシステム改修費の低減に向けた取り組みや、調達条件の公開など透明性の確保が行われるべきであると考えます。</p> <p>○ また、現状の残置回線の維持管理費についての費用構造を明らかにした上で、例えば現用回線が残置回線になった際に、それぞれに係る管理項目に対する差分の有無を確認する等により、適切なものとなっているか等について検証が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ NTT東日本・西日本の行うシステム改修の経費については、考え方109のとおりです。</p> <p>○ 残置回線（本報告書案で整理された見直し後にあっては既存残置回線）の維持管理費については、分岐端末回線のうち、接続事業者の求めに応じて敷設される部分のコストを原価として算定されるほか、回線管理運営費については現用回線のもの為準用されていますが、算定方法の適正性については、必要に応じ、総務省において検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見111</p> <p>● システム改修により、接続料が上昇することが懸念される。NTT東日本・西日本においては、その低廉化に向けて改修内容の検討を行い、検討結果と費用の詳細について十分な説明をすべき。</p>	<p>考え方111</p>	
<p>○ 新規残置回線のコストのみを接続料原価へ算入するにあたり、NTT東西殿のシステム改修が必要とされていますが、このシステム改修により発生する費用により、接続料が上昇することが懸念されます。NTT東西殿においては、システム改修費用の低廉化に向けて改修内容の検討を行い、接続事業者に対してその検討結果とシステム改修費用の詳細について十分な説明がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 本研究会案においては、本章で検討した見直しに係るシステム改修経費について、分岐端末回線の回線管理運営費の加算料として回収することを想定していますが、その場合、接続事業者のみが当該コストを負担することになるため、適正性・透明性を確保する必要性が高く、NTT東日本・西日本は関係する接</p>	<p>無</p>

	続事業者に適切に説明することが適当と考えます。	
意見112 ● 分岐端末回線については、引込線設備の効率化の観点から、設備設置事業者であるNTT東日本・西日本において残置・撤去の判断を行うことが適切。 ● NTT東日本・西日本においては、工事判断を行うにあたり、再利用の徹底等により、再利用される可能性がない残置回線が今後極力生じないよう、効率的な設備運用を実施すべき。	考え方112	
○ 分岐端末回線については、現状、接続事業者にて解約時の残置・撤去を判断していますが、自社の設備状況しか把握できず、引込線数や再利用・転用可否など確認する術がないため、引込線設備の効率化の観点から、網使用料として接続料を算定している他の接続機能（加入光ファイバのシングルスター方式や接続専用線等）と同様、設備設置事業者であるNTT東・西殿にて残置・撤去の工事判断を行うことが適切であると考えます。 ○ NTT東・西殿においては、工事判断を行うにあたり、再利用の徹底等により、2本引きなど再利用される可能性がないような残置回線が今後極力発生しないよう、効率的な設備運用を実施いただく必要があると考えます。 【KDDI株式会社】	○ 本章で検討した見直し後の残置・撤去に係る判断については、接続事業者の合意を得て考え方を整理することが望ましいと考えますが、運用段階における個別の事例における判断は、その考え方を踏まえ、NTT東日本・西日本において行うことが適当と考えます。 ○ 残置・撤去の判断については様々な意見があったところですが、再利用される可能性のない残置回線を今後生じさせべきでないことについては、特段反対する意見はなかったと承知しています。	無
意見113 ● FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去せず、残置して再利用していくことが効率的であり利用者利便にも適うと考え、これまでも原則として残置してきた。一方で、残置が不要なことが明らかな場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応により、引き続き設備の効率化にも取り組む考え。 ● 接続事業者から撤去の要望があった場合の撤去工事費については、現行どおり撤去を要望する接続事業者が個別に負担することが適当。 ● 本報告書案の考え方を踏まえ、接続事業者との協議を進め、残置・撤去に係る判断について、当社の考えを丁寧に説明するとともに、運用ルールの整理に努めていく。	考え方113	
<算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断について> ○ FTTHアクセスサービスの需要が継続して発生する状況においては、引込線等の設備は回線廃止時に撤去することなくそのまま残置して再利用していくことが効率的であり、利用者利便にも適うものと当社としては考えており、これまでも原則として引込線等を残置してきたところです。 ○ 一方で、個別のお客様要望がある場合や建物取壊し等により残置の必要がないことが明らかな場合には引込線等を撤去しており、今後も同様の対応により、引き続き設備の効率化にも取り組む考えです。 ○ なお、接続事業者様より撤去のご要望をいただいた場合については、他の事業者は当該引込線等の受益者にあたらないことを踏まえれば、当該引込線等の撤去工事費は現行通り、撤去を要望する接続事業者様が個別に負担することが適当と考えます。 ○ 本報告書（案）において「算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断については、接続事業者様の合意を得て整理をすることが望ましい」との考え方が示されたことを踏まえ、接続事業者様との協議を進め、上記の当社の考えを引き続き丁寧に説明をしつつ、新規残置回線のコストを網使用料化する場合の残置・撤去に係る判断について、	○ 今後、事業者間協議において効率性の観点を重視して残置回線に係る運用が整理され、新規残置回線については、NTT東日本・西日本及び接続事業者において真に必要なものとなる形が望ましいと考えます。 ○ 撤去工事費の取扱いについては、網使用料における原則的な取扱いに合わせて、網使用料原価に含めることを基本とし、その接続事業者の要望に応じて撤去する場合（接続事業者が利用者の要望に応じて撤去する場合を含みます。）につ	無

<p>運用ルールの整理に努めていく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>いては、その例外として接続事業者に負担させる取扱いとすることが適当と考えますが、詳細な取扱いについては残置・撤去の判断の運用と合わせて、NTT東日本・西日本と接続事業者において整理を進めていくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見114</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規残置回線のコストを平均的に維持管理費から減額する方法が適当なものであったと考えるが、本報告書案の考え方の実現に向けて検討を進めていく。 ● その過程で必要となるシステム改修に関しては、検討を具体化する中で更なる精緻化に努めるとともに、事業者説明会を通じて接続事業者の理解を得ながら進めていく考え。 	<p>考え方114</p>	
<p><算定方法見直しを実現するためのシステム改修について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社は研究会の議論において、残置回線に係る維持負担額の扱いを見直すことに賛同し、その具体的な実現方法として、新規残置回線のコストを平均的に維持管理費から減額することを提案させていただいたところです。この提案は、今回の見直しの趣旨を踏まえつつ、接続事業者様によっては負担が増加する可能性があることにも留意をし、更に見直しに伴い発生するシステム改修に係る追加コストも抑制できる方策として、適当なものであったと考えます。 ○ しかし、本報告書（案）において、システム改修を行った上で「既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコストのみ網使用料化する」ように見直すことが適当との考え方が示されたことを踏まえて、当社としては、その実現に向けて今後具体的に検討を進めていく考えです。 ○ また、その過程で必要となるシステム改修に関しては、検討を具体化する中で更なる精緻化に努めるとともに、事業者説明会の場で丁寧な説明を実施し、接続事業者様のご理解を得ながら進めていく考えです。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、NTT東日本・西日本においては、今後システムの仕様等について整理する中で精査を行い、接続事業者に対してその合理性について十分に説明することが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見115</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去から長期間使用している事業者と近年利用を始めた事業者の負担の在り方にも配慮された内容となっており、本報告書案に賛同。 	<p>考え方115</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本意見（事務局注）に賛同致します。 ○ 過去から長期間使用している事業者と、近年利用を始めた事業者の負担の在り方にも配慮された内容となっていることから、適当と考えます。 <p><small>（事務局注：3. 考え方 既存残置回線についてまで原則どおりの算定とすることは適当ではなく、既存残置回線のコストは既存残置回線数に応じて負担し、新規残置回線のコストのみ網使用料化することが適当）</small></p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 	<p>無</p>
<p>意見116</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。急激な接続料の上昇は、地域の光化や中小規模事業者の経営に影響。 ● 接続料単価の試算においては、シェアアクセス回線を利用する事業者も合理的であると納得できるよう、透明性を確保した検討が必要。 	<p>考え方116</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本意見（事務局注）に賛同致します。 ○ 急激な単価の上昇は、地域の光化を抑制することや中小規模事業者の経営に影響することを懸念します。 ○ 単価試算において、シェアアクセス回線を利用する事業者にも合理的であると納得できるよう、透明性を確保し 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 本章で検討した見直しを行う場合、新規残置回線数の増加に応じて徐々に分 	<p>無</p>

<p>た検討が必要と考えます。</p> <p>(事務局注：3. 考え方 算定方法を見直す場合の残置・撤去に係る判断については、接続事業者の合意を得て整理することが望ましいと考えられるが、NTT東日本・西日本と接続事業者間においては、今般のNTT東日本・西日本からの説明の内容も踏まえ、残置回線に係る運用について（引込線転用の実現までに結論を得ることを目途に）具体的な整理を進めていくことが適当である。（中略）残置回線の回線数が加入光ファイバ接続料のコスト全体に与える影響が大きいことも踏まえ、今後、残置・再利用の状況について、注視していくことが適当である。その際、接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームの運用状況も含めて、残置回線に係るルールが、引込線全体の効率性を阻害していないか等について特に確認していき、必要に応じて見直しを検討することが適当である。)</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>岐端末接続料原価に占める新規残置回線分のコストが増えていく形となることが想定され、当初想定された案のように急激に分岐端末回線接続料が上昇することにはならないと考えます。</p> <p>○ また、透明性の観点からは、NTT東日本・西日本においては、分岐端末回線接続料における残置回線の影響について、算定根拠等の形で適切に明らかにすることが適当と考えます。</p>	
その他		
<p>意見117</p> <p>● 年度の途中で接続料の算定方式を変更することは、接続事業者への経営の影響が大きいため、4月に変更を行う必要。難しい場合は、令和6年度の接続約款の変更認可申請時に接続事業者の予見性を確保するために、算定方式の変更時期や想定水準を明らかにすべき。</p>	<p>考え方117</p>	
<p>○ 年度の途中で接続料の算定方式を変更することは、関連する接続事業者への経営上の影響が大きいことが考えられることから、4月からの変更を行う必要があるのではないかと。</p> <p>○ これが難しい場合は、NTT東日本・西日本の令和6年度接続約款の変更認可申請（加入光ファイバ）時に接続事業者の予見性を確保するために、その算定方式の変更時期や想定水準を明らかにすべきではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【個人D】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、本章で検討した見直しの時期は、見直しの趣旨を踏まえ、接続事業者・光コラボ事業者間の引込線転用スキームの実現時期と合わせることが適当と考えますが、接続事業者の予見性確保のため、接続約款変更認可申請については、適切な時期に行うとともに、変更の内容について接続事業者に適切に説明することが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>3. 考え方</p>		
<p>意見118</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入光ファイバの提供遅延については良化傾向にはあるが、NTT東日本・西日本間の納期差、一部エリア・条件において標準的期間を超える状況が残る。 ● 遅延理由・開通見込みが判明する時期等の情報提供の際には、提供エリアによる情報格差がなく、一定の水準で適切な情報が提供されることが重要。 ● コロケーションにおける空調設備・電源設備の納期の長期化については、標準的な設備提供日の設定などが納期短縮に有効と考える。接続約款についても、改善等を検討すべき。 ● 接続事業者としてNTT東日本・西日本と協議を行う考えだが、総務省が引き続き注視していくことが適当とする本報告書案に賛同。 	<p>考え方118</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの提供遅延の状況については、NTT東西殿の稼働調整などによる改善の結果、良化傾向にはあるものの、NTT東西殿での納期差や、一部エリアや条件において標準的期間を超える状況が残っています。 ○ NTT東西殿の設計等が長期化し、お客様に納期が明確にお伝えできない場合には、適切な遅延理由や開通の見込みが判明する時期などの情報をお客様にお伝えする必要があります。NTT東西殿にて、この情報連携の強化の取り組みを行っている所ですが、その際には提供エリアによる情報格差がなく、一定の水準で適切な情報をご提供いただくことが重要であると考えます。 ○ また、第70回会合では、コロケーションの納期遅延に関する課題についても取り上げていただきましたが、新規事業者の参入や後発事業者のエリア拡大時には、コロケーションの利用が必要となります。しかし、空調や電源の納期が長期化することに関しては、これまで大きくは解決に至っておらず、標準的な設備提供日の設定などが納期短縮に有効ではないかと考えます。デジタル需要の拡大に伴う通信の大容量化などにより、過去の固定電話の時代等に比べて電力の需要は爆発的に増加しており、今後も継続していくものと考えられます。空調と電源に係る接続約款につきましても、時代に合わせた改善等を検討することが適当であると考えます。 ○ これらの課題について、接続事業者としましてはNTT東西殿との協議を行っていく所存ではございますが、「総務省においては、提供遅延及びその改善の状況について引き続き注視していくことが適当である。」とされた点について賛同いたします。 <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ等の提供遅延については、引き続き、NTT東日本・西日本及び接続事業者等において改善に向けた取組を継続していくことが適当と考えます。総務省においては、提供遅延及びその改善の状況について注視していくにあたり、NTT東日本・西日本に必要な要請等を行うことが適当と考えます。 ○ 「提供エリアによる情報格差」については、エリアによって接続事業者に提供される情報の粒度等が異なることが、利用者対応の視点から合理的となることは考えにくいところ、利用者対応の視点に立った適切な情報提供の在り方の観点から事業者間で協議を進めることが適当と考えます。 ○ コロケーションに係る接続約款の見直しについては、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更(将来原価方式に基づく令和5年度の接続料の改定等)」について情報通信行政・郵政行政審議会が示した考え方(答申考え方13)のとおりと考えますが、本研究会において、必要に応じて検討を深めていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>

<p>意見119</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一部のエリア・形態において継続的に遅延が生じている状況にあり、本研究会において継続的に遅延状況を報告すべき。 ● 事前工事と開通工事の稼働取得に関するNTT東日本・西日本間の運用の差分については、NTT東日本・西日本と当社で見解の相違はあるものの、NTT東日本・西日本の説明に関する本報告書案の記載を修正すべき。 ● NTT西日本においても、NTT東日本と同様に稼働取得をシステムに一本化し、簡素化・シンプル化すべきであり、総務省においては、引き続き政策面での支援を行うことを強く要望。 	<p>考え方119</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 第70回研究会（令和5年3月30日）で報告がなされた加入光ファイバ等の提供遅延に関する状況では、加入DFの接続申込みから提供可能時期の回答までの期間に関して、遵守率は概ね9割に回復しているところ、甲信越エリアで6割、中国エリアで6割と遵守率が低い状況にあり、また、局内光ファイバの両端確定～接続準備に係る標準対応期間遵守率については、北海道では0%～3%、四国で11.8%、関西で14%と特に低い値で遵守率となっています。このように一部のエリアにおいて継続的に遅延が生じている状況にあるため、研究会の場で継続的に遅延状況を報告すべきと考えます。 ○ また、第70回研究会（令和5年3月30日）において当社が説明した事前工事と開通工事の稼働取得に関するNTT東西殿の運用差分について、第70回会合以降の対応の経緯として「アクセス工事と開通工事の調整に係るNTT東日本・西日本間の差分に関しては、（ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する）稼働取得の一本化は東日本・西日本とも実施しておらず、引き続き要望を踏まえながら対応を検討していく考え」と報告書では記載されていますが、第75回研究会（令和5年6月27日）において、NTT東西殿からは「原則としてそれぞれで稼働取得を行うフローを標準としております」との説明がされており*、NTT東日本殿において稼働取得の一本化が全く行われていないとの説明はなされていません。NTT東日本殿において同日工事の調整が付かず開通工事とアクセス工事の調整が別に行われるケースがあることは当社も認識しているものの、同日工事の調整が付くケースでは当社説明のとおり稼働取得が一本化されており、その同日工事の調整が付く割合についてNTT東日本殿と当社との間で認識の相違はあるものの、実態として稼働取得の一本化が全く行われていないかのような記載は事実誤認であり修正すべきです。 ○ 具体的には、「（ソフトバンクがNTT東日本において実施していると指摘する）稼働取得の一本化は東日本・西日本とも実施しておらず」の記載は削除すべきです。 ○ また、当社としては事前工事と開通工事の稼働をそれぞれで取得するNTT西日本殿の運用についてはNTT東日本殿と同様、電子メールによる事前工事の申請とシステムによる開通工事の稼働の取得をシステムに一本化し、簡素化・シンプル化すべきと考えておりますので、NTT西日本殿と協議状況も踏まえ、引き続き制度変更を含む政策面での支援を強く要望します。 <p>* 研究会第75回（令和5年6月27日） 資料75-1 1ページ「事前工事と開通工事の稼働取得における運用差分」の説明箇所</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバ等の提供遅延に係る状況については、本研究会において、総務省から報告を受け、関係事業者等の意見を聞くなどして、分析・検討を継続していくことが適当と考えます。 ○ 第70回会合以降の対応の経緯に関するNTT東日本・西日本の報告内容については、御意見を踏まえ、案において「稼働取得の一本化は東日本・西日本とも実施しておらず」と記載していた箇所を「稼働取得の一本化は東日本・西日本とも原則として実施しておらず」と修正します。 	<p>有</p>
<p>意見120</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本より光ファイバ・コロケーション等を調達して基地局ネットワークの構築やブロードバンドサービスの提供に利用しているが、NTT東日本・西日本による提供遅延・情報提供不足等が発生することから、本報告書案の考え方に賛同。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 前述（事務局注）のとおり、NTT東・西殿の加入光ファイバの重要性は一層高まっており、接続事業者による加入光ファイバ利用の更なる円滑化を図ることで、公正競争環境を一層整備し、ひいては利用者利便の向上につなげていくことが重要です。 	<p>考え方120</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ なお、加入光ファイバ等の提供遅延の対応に向けては、NTT東日本・西日本 	<p>無</p>

<p>○ 弊社は、NTT東・西殿より光ファイバ・コロケーション設備等の設備を調達し、基地局ネットワークの構築やブロードバンドサービスの提供に利用しておりますが、NTT東・西殿において提供遅延や接続事業者への情報提供不足等が発生した場合、利用者への影響が生じることから、報告書案のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT東・西殿においては、早期の解消に向けた取り組みを実施すること。 ・ 総務省殿においては、NTT東・西殿において状況改善に向けた取組が確実に実施されるよう、提供遅延・改善状況について引き続き注視していくこと。 ・ その上で、提供遅延の状況改善が見られない場合においては、必要に応じて、接続約款の変更等の制度の見直しを図っていくこと。 <p>が必要であるという考え方に賛同いたします。</p> <p>(事務局注：KDDI株式会社意見105)</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>による取組のほか、その内容に応じて、接続事業者等における所要の対応も必要であると考えます。</p>	
<p>意見121</p> <p>● 依然として改善を要する点が存在するため、引き続き事業者間協議におけるNTT東日本・西日本の丁寧な対応等が求められる。</p>	<p>考え方121</p>	
<p>○ NTT東西殿は全国的に提供遅延が解消されてきていることを示す資料を第70回会合で示し、報告書でも一定の評価がされていますが、左記(事務局注)にもありますとおり依然として改善を要する点が存在すると考えています。例えば、当協会会員が見るところブロック単位ではなく、県単位やさらに細かい地域でみるとまだ解消されていない状況にあるところが存在します。また、非即決エリアにおける調査申込や工事申込において運用が卸先事業者から見るとこなれていない感があり、引き続き事業者間協議におけるNTT東西殿の丁寧な対応が求められ、問題の解決が図られるべきものと考えます。</p> <p>(事務局注：3. 考え方 加入光ファイバ等の提供遅延に関しては、NTT東日本・西日本等による取組のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うFTHアクセスサービス等の需要の増加傾向が一服したこと等によるものと見られる改善がみられる。この点、NTT東日本・西日本及び関係事業者における取組については評価されるべきものであるが、一方、依然として改善を要する点が存在する。加入光ファイバ等の迅速な提供は、ブロードバンドサービスにおける利用者の利便にとって非常に重要な要素であることから、NTT東日本・西日本においては、引き続き接続事業者等との協議を継続することが適当である。)</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 加入光ファイバ等の提供遅延については、NTT東日本・西日本及び接続事業者等においてにおいて改善に向けた取組を継続していくことが適当と考えますが、その際には実際の利用者対応等を行う接続事業者・卸先事業者等の見解も踏まえることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見122</p> <p>● 提供遅延の状況の改善に向け、接続約款に規定する標準的期間を遵守し、利用者や接続事業者の要望に応え得るために各種取組を実施してきた。加えて、さらなる運用の効率化等に努めているところであり、接続事業者との協議を重ね、申込の平準化等の改善に取り組んでいただいている。今後も引き続き、接続事業者との協議を進め、納期の改善に努めていく考え。</p> <p>● 局内光ファイバについては、申込み数の増加や部材枯渇の影響による標準的期間の遵守率が低下した時期があったが、対応を実施済みであり、今後も必要な取組を進めていく。</p> <p>● 工事体制等の必要なリソースの確保については、引き続き需要計画の精緻化等に関して接続事業者と協議を進めていく。接続事業者が提供エリアを拡大する場合は、拡大の時期・規模等について引き続き円滑な情報交換を進め、工事体制の整備に努めていく考え。</p> <p>● 利用者への情報提供について、これまでもNTT東日本・西日本の社名の提示に関して特段の制限を設けていないが、社名の提示がかえって利用者の混乱をまねくおそれがあり、開通までの期間が長期化する場合は、中間回答の内容を基に、接続事業者から利用者に丁寧に説明することが望ましい。今後も接続事業者の要望に応じて具体的に対応</p>	<p>考え方122</p>	

<p>が必要な事例については丁寧に協議を進めていく考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、引き続き必要な対処を検討していく考え。 ● 接続事業者から提案があった接続ルールの見直しについては、引き続き協議を通じて必要な対処を検討していく。 		
<p><納期改善に向けた取り組みについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまで、提供遅延の状況の改善に向け、接続約款に規定する標準対応期間を遵守し、開通までの期間短縮に係るお客様や接続事業者様のご要望にお応えするため、受付システムの提供や機能拡充、設備検討の効率化、稼働逼迫エリアへの稼働支援等の各種取組を実施してきたところです。 ○ 加えて、さらなる運用の効率化やシステム化の検討、接続事業者様への情報開示の改善等に努めているところであり、接続事業者様との協議を重ね、申込の平準化、申込不備の低減、申込キャンセルの抑制等についても改善に取り組んでいただいているところです。今後も引き続き、接続事業者様との協議を進め、納期の改善に努めていく考えです。 <p><局内光ファイバについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 局内光ファイバについては、申込み数の増加や部材枯渇影響等による標準的期間遵守率の低下時期がありました。が、利用頻度の高い部材の確保や特に遵守率が低かったエリアの体制強化等の取り組みを実施済みであり、納期改善に向けて、今後も必要な取り組みを進めていく考えです。 <p><工事体制等の必要なリソースの確保について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リソースの確保については、接続事業者様から定期的にご提示いただく需要計画等を基に必要工数を検討し、工事を担当する協力会社と協議のうえ、工事体制の整備に努めており、引き続き需要計画の精緻化等について、接続事業者様と協議を進めていく考えです。なお、接続事業者様が提供エリアを拡大する場合には、拡大時期や規模等について引き続き円滑な情報交換を進め、工事体制の整備に努めていく考えです。 <p><利用者への情報提供について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当社はこれまで、当社名の提示に係る特段の制限を設けておりません。しかしながら、お客様と直接対応を行うのはサービス提供事業者である接続事業者様であり、当社名の提示によりかえってお客様の混乱を招く虞もあると考えます。よって、開通までの期間が長期化する場合には、お客様に対して当社名の提示を行うことが解決策となるのではなく、当社からの中間回答の内容を基に、接続事業者様からお客様へ丁寧に説明いただきご理解いただくことがお客様対応上望ましいと考えており、今後も接続事業者様のご要望に応じて具体的に必要となる事例については丁寧に協議を進めていく考えです。 <p><工事日延期・当日事故付きの軽減、運用の差異、現場調査等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事日延期・当日事故付きの軽減、NTT東日本・西日本間の運用の差異、現場調査等については、引き続き協議を通じて接続事業者様、要望元団体様のご要望を確認のうえ必要な対処を検討していく考えです。 <p><一部の接続事業者様から提案のあった接続ルールの見直しについて></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一部の接続事業者様から提案のあった接続ルールの見直しについては、引き続き協議を通じて接続事業者様のご要望を確認のうえ、必要な対処を検討していく考えです。 <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、NTT東日本・西日本においては、本報告書の取りまとめ以降も、実際の利用者対応を行う接続事業者からの要望について真摯に聴取する等の取組を通じて、実態の改善を図っていくことが適当です。 ○ 一部エリアにおいて提供遅延が継続していた理由として説明のあった「部材枯渇」については、対策を実施済みと御意見ですが、再発する場合、特定のエリアにおいて著しい提供遅延を生じさせるおそれがあり、総務省においても問題の実態等を丁寧に確認することが適当と考えます。 	<p>無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見123 ● 接続協議の省力化・短期間化や、全番号種別の番号ポータビリティの対象化、クラウド時代に則した番号割当条件の見直し、050番号やクラウドPBX等の緊急通報機能接続の実現について議論が行われることを希望。	考え方123	
○ 電話サービスにおける、更なる公正競争環境の整備・利用環境の向上に向けて以下の点について、今後議論が行われることを希望します。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 接続協議の省力化、短期間化 2. 全番号種別の番号ポータビリティの対象化（050や0570番号等のポータビリティ実現） 3. クラウド時代に則した番号割当条件（固定電話番号の付与には加入者物理回線の敷設が必要であるなど、旧来の電話交換網を前提とした規律の見直し） 4. 050番号や、クラウドPBX等の緊急通報機能接続（現在は固定電話と携帯電話のみ緊急通報可能である） <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	○ IP網や光ファイバへの移行が進む中であっても、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のために重要であり続けることも踏まえ、御意見中の提案のうち、接続制度等に関するものについては、本研究会においても必要に応じて議論を進めることが適当と考えます。	無
意見124		
● 表記等に関する指摘。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 23ページの最下行から1行上「さらに」と、28ページの最下行から2行上「更に」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ○ 26ページの4行目「当たって」と、75ページの9行目「あたって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ○ 109ページの11行目「点指摘」とは何か？ <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	考え方124 ○ 御意見を踏まえて、本報告書案を修正することとします。	有

以上